

行政常任委員会

令和 6 年 9 月 1 2 日（木）

午前 9 時 5 9 分開 会

○仲委員長 おはようございます。ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

本日の欠席通告者は、病気のため、村田幸隆委員と中里沙也加委員であります。

それでは、まず、最初に、市長から挨拶をお願いいたします。

○加藤市長 おはようございます。委員の皆様には、昨日までの本会議に引き続きまして行政常任委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

本委員会に付託されております議案につきましては、議案第 4 4 号、尾鷲市ゼロカーボンシティ推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてから議案第 5 8 号、三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてまで、補正予算議案が 4 件、決算関係が 5 議案、これを含む計 1 5 議案と、そして、一昨日、追加させていただきました国市浜公園野球場建設工事に伴う工事請負契約、議案第 5 9 号、これを合わせ合計 1 6 議案でございます。それぞれ担当課より提出議案について説明いたさせますので、よろしく御審査いただきますよう、お願い申し上げます。

○仲委員長 ありがとうございます。

それでは、本日から議案の審査に入りますが、最初に補正予算と条例関係を一通り審査し、その後、決算審査に入っていきますので、よろしく願いをいたします。

また、採決につきましては、決算審査を終えてからまとめて行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、まず、財政課からスタートということで、財政課所管の議案第 4 4 号、尾鷲市ゼロカーボンシティ推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての説明からお願いをいたします。

○岩本財政課長 おはようございます。財政課です。よろしく願いいたします。

それでは、議案書の 1 ページを御覧ください。

議案第 4 4 号、尾鷲市ゼロカーボンシティ推進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

2 ページの条例案を御覧ください。

本基金につきましては、第1条にありますとおり、尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言に伴う22世紀に向けたサステナブルシティ実現への取組に要する経費に充てるため設置しようとするものであります。

第2条では、基金への積立額は、一般会計歳入歳出予算に定める額としております。

また、第3条、管理から第6条、委任までの各条項につきましては、基金の適正な管理、処分等を行うため、それぞれ規定するものでございます。

議案第44号に係る説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○仲委員長 条例の説明は、新規条例ですけど、以上であります。

何か質疑ございますか。

○岩澤委員 この基金を設置するのは経費に充てるということなんですけれども、その経費の説明を、主な経費の説明をしていただきたいと思います。

○芝山水産農林課長 経費の内容については、所管する水産農林課のほうで担当させていただいておりますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、この経費につきましては、収入のほうにつきましては、これから取得しようとしておりますJ-クレジットの販売収入、それと、企業から企業版ふるさと納税等を頂いたときのその寄附金というものが主な収入になります。

また、その、今、御質問の経費というものについてでございますが、主に、今後、J-クレジットの取得する面積を広げていくための森林経営制度というもののための測量であったりとかそういったところの経費と、あとは、生物多様性と森林管理、いわゆる林業を両立していくための新しい森林整備の在り方に資するための整備経費というようなものが主なものとなる予定でございます。

その都度、予算計上の際には、当該定例会において予算説明をさせていただくというものになります。

○仲委員長 岩澤委員、よろしいですか。

○岩澤委員 ありがとうございます。

○仲委員長 他に質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 なしということで、条例については終わります。

続いて、議案第48号の説明をお願いいたします。

○岩本財政課長 それでは、議案第48号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算

(第5号)の議決についてのうち、財政課に係る予算について、補正予算書並びに委員会資料に基づき御説明申し上げます。

それでは、まず、補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,761万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ115億2,205万6,000円とするものでございます。

続きまして、12、13ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

9款1項1目地方特例交付金213万7,000円の増額は、交付額の確定によるものでございます。

次に、10款1項1目地方交付税209万円の減額は、普通交付税の交付額確定によるものでございます。

続きまして、14、15ページを御覧ください。

17款寄附金、1項寄附金、3目一般寄附金10万円の増額は、市内の1名の方から御寄附をいただいたものでございます。

次に、18款繰入金、2項特別会計繰入金、1目国民健康保険事業会計繰入金215万5,000円及び2目後期高齢者医療事業会計繰入金62万7,000円の増額は、いずれも令和5年度決算における繰り出し対象経費の精算によるものでございます。

次に、一番下でございます21款市債、1項市債、1目総務債100万円の減額は、起債対象事業費の減少に伴う津波避難タワー整備事業債の減額でございます。

続きまして、4目農林水産業債500万円の減額及び16、17ページを御覧ください、5目土木債1,570万円の減額は、いずれも過疎債の配分額の決定に伴う充当額の調整によるもので、農山漁村地域整備事業債180万円、水産基盤ストックマネジメント事業債320万円、道路整備事業債1,570万円のそれぞれ減額でございます。

次に、6目消防債160万円の減額は、起債対象事業費の減少に伴う消防団車両等整備事業債の減額でございます。

次に、7目教育債は1億1,470万円の増額で、そのうち、給食配送車購入事業債890万円の減額は、給食配送車1台の購入を取りやめたことによるもの、また、学校教育施設等整備事業債180万円の減額は、過疎債配分額の決定及び起債対象事業費の減少によるものでございます。

次に、学校給食施設等整備事業債 5 2 0 万円の増額は、矢浜小学校給食搬入口整備事業に過疎債を新たに充当するものでございます。

次に、多目的スポーツフィールド整備事業債 1 億 2 , 0 2 0 万円の増額は、野球場整備事業及び避難路整備事業に対するもので、まず、野球場につきましては、当初、公共事業等債を活用する予定でしたが、過疎債配分額の増加に伴い過疎債を全額充当することにより 1 億 2 , 2 1 0 万円の増額、また、避難路整備事業につきましては起債対象事業費の減少に伴う 1 9 0 万円の減額、合わせて 1 億 2 , 0 2 0 万円の増額でございます。

次に、8 目臨時財政対策債 6 0 万円の減額は、借入額の確定によるものでございます。

続きまして、1 8、1 9 ページを御覧ください。

歳出でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、3 目財産管理費 3 億 2 7 4 万円の増額は基金積立金で、今回の補正に伴う財政調整基金積立金 2 億 1 , 3 2 3 万 6 , 0 0 0 円の増額、また、公共施設等基金積立金 3 , 6 6 1 万 3 , 0 0 0 円の増額は今後の公共施設の老朽化に対応するためのもので、毎年度繰越金の 1 0 % をめどに積み立てていきたいと考えております。

また、一番下のゼロカーボンシティ推進基金積立金 2 2 2 万 4 , 0 0 0 円の増額は、今回設置させていただく基金に J - クレジット収入を積み立てるものでございます。

そのほかの積立金につきましては、前年度の基金充当事業の精算に伴う積み戻しでございます。

ここで、委員会資料の 1 ページを御覧ください。

今回の補正を踏まえた基金残高でございます。

まず、財政調整基金につきましては、2 億 1 , 3 2 3 万 6 , 0 0 0 円を積み立てることにより補正後の残高は 2 3 億 5 7 8 万 4 , 0 0 0 円、以下、先ほど説明させていただいたとおりでございまして、基金の合計は 3 2 億 8 , 3 6 6 万 8 , 0 0 0 円となる見込みでございます。

予算書にお戻りいただきまして、2 6、2 7 ページを御覧ください。

最下段にあります 1 1 款公債費、1 項公債費、1 目元金 1 0 万 3 , 0 0 0 円の増額及び 2 目利子 7 3 万 4 , 0 0 0 円の減額は、令和 5 年度の市債借入額及び利率の確定等に伴う増減でございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

第3表地方債補正でございます。

変更8件につきましては、いずれも限度額の変更によるものでございます。

内容につきましては、先ほど歳入で説明させていただいたとおりでございます。

以上で財政課に係る補正予算の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○仲委員長　　どうも。

財政課の補正予算第5号の説明が以上であります。

質疑ございますか。

○小川委員　　資料1の基金の状況について、少し。

財政調整基金が最近かなり増えておりますけど、この経費の削減ということで清掃なんかも職員がやっているとかいろいろありますけど、大きな要因というのは何なんですかね。

○岩本財政課長　　大きな要因は二つあると思います。一つは、財政健全化計画にも載せているふるさと納税の強化ということで取り組んでおりまして、その金額が増えたということ、それと、地方交付税がここ3年ほど増額されておまして、その分、合わせて、基金の残高が増えているというのが大きな要因でございます。

○小川委員　　地方交付税、増えているというのは、コロナ関連でしょうか。

○岩本財政課長　　物価の高騰分とか、あと、コロナの対策で経済が疲弊しておるという中で国のほうから追加で交付があったりとかそういった関係で増額されていると考えております。

○小川委員　　そういったのが今後はあまり見込めないって理解したほうがよろしいですか。

○岩本財政課長　　そこら辺は、今のところ、情報がございませんので、ちょっと不透明な状況です。

○仲委員長　　小川委員、よろしいですか。

○小川委員　　はい。

○仲委員長　　他にございませんか、財政課、補正予算。

○中村（レ）委員　　地方交付税は、人口比で減少していくものですか。

○岩本財政課長　　地方交付税、普通交付税のほうなんですけれども、各行政項目がいろいろございまして、例えば、消防費とか、小学校費とか、道路費とか、そういった中で、人口で測定しておる項目もございます。それについては、国勢調査の

人口で算定されますので、人口が減少すれば、その分、算定額も減少するというようになります。

○仲委員長 中村レイ委員、よろしいですか。

○小川委員 先ほどの中村さんのと関連しまして、人口1人当たり大体幾らというのはわかりますか。15万ぐらいですか、それとも、20万あるのか、その点だけ。

○岩本財政課長 大変申し訳ないですけれども、ちょっと、今、その計算をしておりませんで、すみません。

○仲委員長 小川委員、よろしいですか。

○小川委員 いいです。

○仲委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 ないようでございますので、これで財政課を終了いたします。

次、総務課をお願いします。

それでは、総務課の審議に入ります。

まず、第一に、議案第46号の会計年度任用職員等の条例の一部改正について、御説明をお願いします。

○森本総務課長 総務課です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第46号、尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての説明をさせていただきます。

議案書の5ページを御覧ください。

本市におきまして推進しております尾鷲市ゼロカーボンシティ推進プロジェクトにおきまして、自治体、協力企業、地域おこし協力隊、住民とを橋渡ししつつマネジメントをしていただくブリッジ人材として地域プロジェクトマネージャー、こちらのほうを会計年度任用職員として雇用したいということでございます。その職責等に相応いたしました給料体系、こちらのほうを考慮させていただき、給料表に3級を追加するため、条例の一部を改正させていただくものでございます。

議案46号の説明は以上でございます。

○仲委員長 総務課の議案第46号についての説明は以上でございますが、この一部改正について、質疑ございませんか。

○西川委員 その職務の級って、1級、2級、3級ってあるんですけど、これはどういう基準で分かれておるんですか。

○松永総務課長補佐兼係長　こちらのほう、職員の給料表と同じの表になるんですけども、こちら、1級、2級というのが、初任、初めて入った職員については1級、その後、昇給していきまして、2級、3級と上がりまして、最後、課長級になりますと6級という形になります。

3級につきましては、職員といえば主任級になりますので、ある程度経験して、マネジメントもできるような職員を3級という形で位置づけております。

以上です。

○仲委員長　西川委員、よろしいですか。

○西川委員　はい。

○小川委員　ちょっと関連しまして、その今の会計任用職員ですか、他市町と比べて、ボーナスとか開きが結構ついているみたいなんですけど、今後、改定される予定はあるんですか。

○森本総務課長　会計年度任用職員の体系につきましては、他市町の状況も確認しつつ、協議の中で検討して進めております。ですので、人事院勧告等も今年も出ると思います。ですので、今後、その他市町の状況、人事院勧告の状況、本市のその財政状況の部分という部分も、また会計年度の今現在パートタイムの方、6時間勤務で勤務時間が短い方が大半を占めております。ですので、そういった観点を含めまして、給料体系、賞与の体系、こちらのほうも検討させていただく、毎年検討させていただきたいというふうに考えております。

○小川委員　聞いたところによりますと、かなりの開きがあるみたいなので、あまり開きがあると、優秀な人材、皆、ほかの他市町へ行ってしまいますので、ぜひお願いいたします。

○森本総務課長　他市町の状況も毎年確認しつつ協議のほうを進めておりますので、またよろしくをお願いいたします。

○仲委員長　条例一部改正について、何かほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　なしということで。

続いて、議案第48号、補正予算第5号の議決について、説明をお願いいたします。

○森本総務課長　続きまして、議案第48号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決についてのうち、総務課に関する補正予算の説明をさせていただきます。

尾鷲市一般会計補正予算書5号の18ページ、19ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料22万円で、これは、児童手当が本年10月分から変更となりますことから、所得制限の撤廃、支給期間を高校生まで延長、支払い月を年3回から偶数月の年6回の変更等を対応いたしました順次給与システムのこちらのほうの改修委託でございます。

次に、13節使用料及び賃借料85万5,000円でございますが、市制70周年記念事業としまして、NHKのど自慢の開催を予定しております。こちらにかかります会場使用料として計上したものでございます。こちら、2月の23日に決定しておりますけれども、2月21日、金曜日に設営、22日に土曜日に予選会、23日に日曜日を本番生放送と想定しております、3日間、尾鷲市民文化会館での使用料でございます。

NHKのど自慢でございますが、来年2月の23日に開催に向けた出場者の募集、観覧希望の募集、こちらのほうにつきましてNHKのほうに確認しておりますが、調整中というところございまして、詳細なスケジュールが連絡あり次第、改めて御報告させていただきたいと思っております。

以上、48号の説明とさせていただきます。御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

- 仲委員長 総務課の補正予算について、何か質疑ございますか。
- 岩澤委員 のど自慢の会場使用料についてお伺いいたします。こちらの会場使用料というのは、そのど自慢を開催するに当たっての全ての費用が、この会場使用料という形になるのでしょうか。
- 森本総務課長 開催に係る部分の会場使用料でございますので、そちらのほう、必要な備品等も含めましての想定の中で85万のほうの予算を計上させていただいております。
- 岩澤委員 のど自慢、開催するに当たって、予選とかりハーサルだったり、何日か使用すると思うんですけど、それは全て含まれた会場使用料というのはありますか。
- 森本総務課長 NHKのど自慢を開催するに当たりの3日間をちょっと想定させていただいての3日間の使用料でございます。
- 岩澤委員 ありがとうございます。
- 仲委員長 よろしいですか。
- 岩澤委員 はい。

○仲委員長 他にございませんか、質疑。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 質疑なしと認めます。

以上ですね、総務課ね。これで総務課の審査を終わります。

続いて、政策調整課、お願いいたします。

それでは、議案第48号の補正予算の第5号の説明からお願いいたします。

○三鬼政策調整課長 政策調整課です。よろしくお願いいたします。

では、議案第48号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決についてのうち、当課に係る分について説明いたします。

歳出についてでございます。

補正予算書18、19ページを御覧ください。通知いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節使用料及び賃借料、情報化推進事業における28万5,000円の減額でございますが、これは、LGWAN回線使用料及び接続ルータ借上料の減額でございます。

その理由といたしましては、国が進めるガバメントクラウドへの移行のためのLGWAN回線接続において、県内市町による調整の結果、その開始時期が2か月後ろ倒しとなることから、本年度における不用額を減額するものでございます。

続いて、7ページを御覧ください。通知いたします。

第2表債務負担行為補正の変更としまして、LGWAN回線使用料及び接続ルータ借上料におきまして、先ほど補正予算の歳出で説明いたしましたガバメントクラウドへの移行のためのLGWAN回線接続において、県内市町による調整の結果、その開始時期が2か月後ろ倒しとなったことから、令和7年度から11年度までの既に債務負担行為いただいている金額を、限度額をそれぞれ増額するものでございます。ですので、歳出で後ろ倒しになって減った部分を債務負担行為として増額させていただく今回の提案でございます。

以上で令和5年度尾鷲市一般会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願いいたします。

○仲委員長 説明は以上であります。

補正予算第5号の質疑ございますか。

○小川委員 すみません、しゃべってばかりで。

○仲委員長 いいですよ。

○小川委員 回線使用料、マイナスになっていますけど、DXというのは、どの

辺まで、今、進んでいるんですか。

○三鬼政策調整課長　　現在、DX、デジタル推進係を中心に、庁内挙げて進んでおります。先般、御説明いたしました基本方針、実施計画に基づいてしております。以前から、いわゆる住民サービス向上のためのデジタル化と、職員の業務効率のための2本の側面がありまして、その一番見える形では、「書かない窓口」を皆さんに浸透するため、この4月から総合窓口において、システムを入れているわけじゃなしに、現在のシステムを活用して、できるだけ利便性を上げて、窓口に来た方が必要とする住民票とかそういうもののデータをマイナンバーカードを基にタブレットに表示しまして、最後の署名だけ御本人にさせていただくという、そういう「書かない窓口」の第一歩を、今、進めておりまして、今後、オンラインによる申請のオンライン申請とかそういうところも含めて、今、計画に沿って着実に進めておるのが現状でございます。

○小川委員　　その市民サービスやと思うんですけど、今、タブレットを窓口何台ぐらい入れているんですか。

○三鬼政策調整課長　　当初、1台から始めて、5台体制で、今、体制を整えております。

○小川委員　　家族が亡くなったときとか、手続、たくさんありますよね、市民サービスもあるし、福祉もあるし、税務課もあるし。それは、それ一本で、そこでタブレットで書かなくて行けるって理解してよろしいんですか。

○三鬼政策調整課長　　現在、タブレットでそこまで管理することは、今、できていなくて、窓口にくられたお客様のところに可能な限り各担当が出向いて利便性を上げてしておりますので、最終的にはそれが一本化できるように進めていきたいのが計画のいわゆる在り方であります。

○仲委員長　　補正予算について、他にございませんか。

○中村（文）委員　　すみません、先ほどの御答弁に対して、ちょっと質問させていただきたいんですけど、マイナンバーカードを使って、そのタブレットを経由するという話やったんですが、やはりマイナンバーカードを持っていない方もいらっしゃると思いますよね。その方は、もう従来どおりのやり方でしていくんでしょうか。

○三鬼政策調整課長　　おっしゃるとおりマイナンバーカードを利用するといろんなことが省略できて簡素化できるのですが、従前どおりの形での窓口の受付も従来どおりやっておりますので、御安心ください。

○仲委員長　　よろしいですか。

他に。

○中村（レ）委員　このDX化は、今、タブレットで全部はできないということですが、それが完了するのは何年度ですか。

○三鬼政策調整課長　国が推奨するガバメントクラウド、いわゆる情報の国の一本化は、令和7年度の末、いわゆる令和8年の4月からはスタートすることを目標としております。本市におきましては、令和7年度中、おおむね1月とか2月には完成することを目指しております。それから新しいシステムを入れたりいろんなことができる、いわゆる土台ができるというふうにお考えください。今は、ガバメントクラウドへの移行が終わって初めて全国的ないわゆる取組ができるスタートになりますので、それからシステム構築とか、その年数に応じて、令和9年度、10年度にかけて、8、9、10ですね、どういうふうにしていくかというのは、予算も伴いますので、毎年議会にも報告させていただきながら、どういうことが住民サービスとして必要なのかもお諮りしながら進めたいと思っております。

○中村（レ）委員　そのときには、紀北町みたいに、コンビニなり、それから、郵便局でこの手続が全部完了できるようになるというのが、そのときまでかかるという理解でいいですか。

○三鬼政策調整課長　まずは行政の窓口でどこまで利便性を上げられるかというところを中心に行っております。ですので、現在課題となっているコンビニでの交付も本市においてはまだ手をつけておらず、費用対効果も含めて、今後、検討していくこととしておりますので、委員おっしゃられます郵便局までどういうふうに波及するかというところは、現在では、まだちょっと議論には入っておりません。

○中村（レ）委員　いつ議論に入られますか。

○三鬼政策調整課長　まず、現在の実施計画に基づく最優先課題を議論しておりますので、それらも含めて、今後の地域の在り方とかいろんなところで、基本となるのは、今、センター管内には各センターがあって、コミュニティーセンターという拠点がございますので、最大限そこを活用する形で、今、考えておりますので、郵便局様へいろんなサービスの御相談をちょっと検討する段階はその先かなと思っておりますので、現在は想定しておりません。

○仲委員長　よろしいですか。

○中村（レ）委員　すごく、今後、人件費が負担になってくるときに、これを考えていかなあかんというのは、もう明白やと思うし、サービスとして、この前もほかの議員が指摘されていたみたいに、住民票なり何なりを尾鷲市以外でも取れると

いう利便性に対して、ほかの市町、どんどん、これ、進めていっているんですけども、尾鷲市だけがいつまでも、コミセン内にセンターがあるからという理由で、これ、推進されないんですけれども、費用対効果で考えても、非常にその人件費と比べた場合に割安だと思うので、早急にこの議論に入っていただくようお願いしたいと思います。

○三鬼政策調整課長 現在ではオンライン申請で住民票も取れる状態は整えておりますし、委員おっしゃられる費用対効果、いわゆる行政の運営に関するコストとサービスのバランスは常に考えておりますので、そういうことも含めて、今後の宿題としたいと思います。

○仲委員長 よろしいですか。
他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 補正予算については質疑なしということで進めていきたいと思えます。

次に、議案第57号の過疎地域の関係の説明をお願いします。

○三鬼政策調整課長 次に、議案第57号、尾鷲市過疎地域持続的発展計画の変更について、説明いたします。

議案書の22ページを通知させていただきます。よろしく願いいたします。

本計画は、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源を活用した地域活力のさらなる向上を図り過疎地域からの脱却を目指すものであり、そのために行う過疎対策事業を掲載している計画でございます。今回は、本計画に掲載する新たな事業を追加するための変更をお願いするものでございます。

なお、本計画に掲載する過疎対策事業には、過疎対策事業債が活用できるなど、国からの支援が受けられるメリットがございます。

22ページを御覧ください。

下線が引いてあるところが、今回、追加する事業でございます。上の段から行きますと、道路事業におきまして、日尻野良運8-1号線道路改良事業などの追加がございます。

次のページに行きまして、林道事業において林道栃川原線改良事業の追加、その他として、避難路整備事業が追加でございます。

さらには、27ページを御覧ください。

27ページには、下段のほうに、令和7年度、賀田小学校内に開設するため現在

準備を進めております小規模保育事業を追加してございます。

次のページ、28ページを御覧ください。

28ページには、学校教育関連施設において、尾鷲中学校屋内運動場バスケット装置取替事業、矢浜小・向井小給食配送車整備事業などを追加するものでございます。今回は、この下線をついた事業をいわゆる追加させていただいて、過疎対策事業債を活用することとしておりますので、よろしく願いいたします。

以上が議案第57号、尾鷲市過疎地域持続的発展計画の変更についての説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願いいたします。

- 仲委員長 議案第57号の質疑ございますか。質疑はよろしいですか。
- 中村（レ）委員 この23ページの避難路整備事業というのが、きっと、これは改定後ですよ、変更後ですよ。これ、具体的に、どこを示していますか。
- 三鬼政策調整課長 今回は、国市浜公園整備事業における避難路整備事業を追加させていただいておまして、本年度予算でお認めいただきましたボーリング調査及び設計費用、来年の工事費用がこの事業に該当するものでございます。
- 中村（レ）委員 それ以外の事業は、入っていないということですね。
- 三鬼政策調整課長 ここに、いわゆる事業計画の改正前と改正後とあるように、ここの項目につきましては、避難路整備事業を新たに過疎対策事業債を活用する事業として追加させていただくものでございます。
- 中村（レ）委員 この避難路って、そこだけじゃなくて、ほかにもたくさん避難路が必要だと防災計画にも書かれているんですけども、これだけにされた理由は何ですか。
- 三鬼政策調整課長 事業の規模によって、過疎対策事業債を活用するほうが有利な事業なのか、そういうところも含めてしておりますので、今回、これで避難路整備事業というのは、いろんなところの該当に持っておりますので、今回、主には国市浜公園整備事業に係る費用が大きな金額がかかることから追加させていただきましたが、既に行っている避難路整備事業にも該当するようにエントリーしたというふうにお考えください。
- 中村（レ）委員 これは、緊防債にはかからなかったということですか。
- 三鬼政策調整課長 おっしゃるように、有利な補助金も使いますが、それ以外の財源についての有利な過疎対策事業債を活用するためのエントリーでございます。
- 仲委員長 よろしいですか。

- 中村（レ）委員 はい。
- 仲委員長 他にございませんか。
- 南委員 基本的なことをちょっとお聞かせ願いたいんですけども、この過疎法、時限立法ということなので、この期限はいつまででした、一応、法律の。
- 三鬼政策調整課長 本計画自体は、令和3年度から令和7年度を前提としてつくらせていただいております、過疎対策事業債につきましては、恐らく、委員おっしゃるように時限立法も含めて更新をされていく可能性もありますけど、ちょっと年度の最終まで、私、存じ上げておりませんので、本計画は令和3年度から令和7年度までの計画に該当するという、いわゆる許可を得て策定をしております。
- 仲委員長 南委員、いいですか。
- 南委員 はい、分かりました。
- 仲委員長 他にございませんか。
- 中村（レ）委員 この避難タワーも緊防債じゃないかと思うんですけども、これは過疎債のほうで賄う予定なんですか。
- 三鬼政策調整課長 そういう有利な緊防債も含めて、過疎債も活用できるように、いわゆる有利な財源は複数重ねて利用できることがありますので、それも含めて、一般財源の支出を最小限に抑えるために今回の計画に定めております。
- 中村（レ）委員 基本的に、過疎債のその充当率とかそのあれを全部教えていただけますか、緊防債とどう違うのか。
- 三鬼政策調整課長 私どもが説明するのが正しいのかどうか分かりませんが、過疎債につきましては、一般的に総事業費の90%を上限に、交付率のバックは70%と私は解釈しておりますので。
- 仲委員長 政策調整課長、今回上げた持続的発展計画の変更については、過疎債を借るためにはこの計画に挙げていないと採択されないというところを、ちょっと強調して説明してください。
- 三鬼政策調整課長 最初に、目的、申し上げましたように、この本計画に新たな事業を追加しないと国が過疎対策事業債の活用がお認めいただけませんので、今回は、必ず、今後、尾鷲市の一般財源を削減するために、有利な過疎対策事業債を活用するにはこの計画に掲載することが必須条件ですので、今回、提案した次第でございます。
- 仲委員長 他に質疑ございますか。
- 中村（レ）委員 それやったら、ここにもっとたくさん入れる必要があったん

違うかなと思うんですよ。高台移転せなあかんのはいっぱいあるのに、どうしてこれだけの数しか書かれていないんですか。

○三鬼政策調整課長 確かに、いろんな事業が、今後、私たちも実施計画に基づいて議会のほうにもお示ししながら実現を目指していかなければいけません。現時点で考えられるものを優先的に掲載しておりますので、全ての事業を掲載しているわけではないことは御理解いただきたいと思います。

○仲委員長 よろしいですか。

○中村（レ）委員 その都度これが変更されて出てくるということですか。それとも、これは、令和3年から7年で、もう確定ということですか。

○三鬼政策調整課長 毎年変更が可能ですので、毎年変更は必要に応じてかけていきたいと思っています。

○仲委員長 よろしいですか。

○中村（レ）委員 これは、7年度ということは、来年度はこの事業しかしないという理解でいいわけですか。

○三鬼政策調整課長 これ、エントリーして、令和6年度から活用ができますので、エントリーした年から。ですので、基本的には、6年度、7年度について、最重要に過疎対策事業債を活用する前提として、今回、お示ししましたので、例えば、今後、これに該当するような事業があれば、追加でまた変更をお願いする形になると思います。

○仲委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 以上ですね、政策調整課については以上で終了いたしました。御苦労さまでした。

次、会計課、お願いします。

会計課、準備よろしいですか。

それでは、会計課の審議に入ります。

議案第48号、補正予算の議決についてから説明をお願いいたします。

○野地会計管理者兼会計課長 会計課です。よろしくをお願いいたします。

議案第48号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決についてのうち、当課は歳入のみの補正予算となります。

補正予算の14、15ページを御覧ください。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正前の額1,000円、今回の補正額を3億6,612万円とし、計3億6,612万1,000円とするものであります。

決算書の241ページを御覧ください。決算書の241ページでございます。今、通知もさせていただきました。

○仲委員長 繰越費もありましたね。

○野地会計管理者兼会計課長 一般会計の実質収支に関する調書の区分5に記載の実質収支額3億6,612万1,930円を前年度繰越金として、今回、補正するものであります。

説明は以上であります。御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○仲委員長 会計課の説明は以上であります。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 質疑なしといたします。御苦労さまでした。

10分間休憩いたします。防災に入る前に10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時45分)

(再開 午前10時53分)

○仲委員長 再開いたします。

続いて、防災危機管理課でございます。

議案第48号、補正予算第5号の説明、お願いいたします。

○大和防災危機管理課長 防災危機管理課でございます。よろしく願いいたします。

議案第48号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決についてのうち、防災危機管理課に関する事項につきまして、補正予算書及び予算説明書で御説明いたします。

説明書の12、13ページを御覧願います。

歳入の補正でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金のうち、防災・安全交付金214万5,000円の減額につきましては、津波避難タワー整備に係る国からの交付金が見込みを下回ったことによるものでございます。

ページをおめくりいただきまして、14、15ページを御覧願います。

一番上の欄の15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務費補助金1万7,000円の減額につきましては、これにつきましても、津波避難タワー整備に係る県からの補助金が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、説明書の18、19ページを御覧願います。

歳出の補正でございます。

2款総務費、1項総務管理費、12目防災費の財源内訳につきましては、国及び県からの交付金が見込みを下回ったことによる財源更正で、国県支出金216万2,000円を減額し、また、これに連動して地方債も100万円を減額となりますことから、これらを一般財源とするものでございます。

続きまして、24、25ページを御覧ください。

下のほうの欄でございますが、8款消防費、1項消防費、1日常備消防費、18節負担金、補助及び交付金395万3,000円の減額につきましては、三重紀北消防組合負担金の減額で、三重紀北消防組合の予算において、令和5年度繰越金や消防本部・尾鷲消防署庁舎移転建設事業に係る移転候補地の測量及び鑑定に係る委託料などに伴うものでございます。補正額の財源内訳、国県支出金8万9,000円につきましては、三重紀北消防組合における児童手当システム改修に係る国の補助金でございます。

次に、2目非常備消防費の財源更正につきましては、消防団車両購入に係る積載備品精査に伴い、地方債160万円を減額し、一般財源とするものでございます。

なお、消防本部・尾鷲消防署庁舎移転建設事業につきましては、候補地を行政常任委員会資料のほうに、1ページにあります水道部が所有する非農用地区として検討されております。

以上で防災危機管理課の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○仲委員長 防災危機管理課の補正予算第5号の説明は以上であります。質疑ございますか。

質疑なしでよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 質疑なしということで、防災危機管理課、終了いたします。御苦労さまでした。

次、市民サービス課、お願いします。

それでは、議案第47号、国民健康保険条例、一部改正についてから説明をお願い

いたします。

○湯浅市民サービス課長　　市民サービス課です。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案第47号、尾鷲市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案書の11ページを御覧ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、附則第1条第2号に掲げる規定が施行されたことにより、12月2日以降はマイナンバーカードを被保険者証として利用することになりますので、現行の紙の被保険者証を12月2日以降に発行しないことから、被保険者証という用語を整理するため、条例の一部を改正するものでございます。

これ、つらつら、今、ちょっと理解し難いような言葉で言わせていただいたんですけども、簡単に言うと、マイナンバーカードに関する法律の一部が改正されたことによって、被保険者証、保険証という言葉がなくなりました。それで下位にだんだん下りてきて、条例も被保険者証という表記をなくすという、簡単に言えばそういうことになります。

議案第47号についての説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○仲委員長　　議案第47号、国民健康保険条例の一部改正について、質疑ございますか。

○濱中副委員長　　マイナンバーを取っていない人の保険証の扱いについて、どういうふうに周知をされたのか、手順、一通り教えていただければ。

○湯浅市民サービス課長　　現在、発行されている保険証、8月1日から有効なわけですけども、保険証自体は、来年の7月31日までの期間はそのまま使える状態です。それで、マイナンバーカードを持っていない人は、それをそのまま使っていただいたら結構ですし、マイナンバーカードを持っていただいている方で例えば院とかかかる方であれば、病院がもう、紀北医師会とも御協力いただいて、病院のほうからマイナンバーカードの提示というの、今、御協力していただいていますので、ちゃんとリンクしていない方は市役所なりへ行って保険証とひもづけしてくださいねというような案内はしていただいていますので、それらで対応できていくかなと思っていますけど。

○濱中副委員長　　すみません、聞き方が下手くそやったか分からん。

その今の有効期間以降に、もうマイナンバーを持たないつもりの方がおられると思うので、その人らの扱いをどうされるのかを説明が必要かなと思うんです。

○湯浅市民サービス課長　例えば、施設へ入っていたり、体が悪くて、もうどないしても来れん方というのでも、どうしても数十%、数%か分かりませんが、見えると思います。その方たちは、同じように、マイナンバーカードを持っている方については、リンクされている方については、来年の8月1日以降は資格確認書というのをお送りしないんですけれども、持っていない方については病院にかかれないという話になりかねませんので、その方たちについては、変わらず来年の8月1日以降も病院にかかれるように資格確認書というのをお渡ししていきます。

○仲委員長　よろしいですか。

○濱中副委員長　はい。

○岩澤委員　すみません、すごい単純な質問なんですけれども、尾鷲市全体の市民の方のマイナンバーの普及率と、あと、そのマイナンバーと健康保険証が連動されている方の普及率というのは、どのくらいあるんでしょうか。

○古戸市民サービス課主幹兼係長　尾鷲市全体のちょっと率まで、今、把握していないんですけれども、国保の加入者であれば、今、把握しておりまして、国保の加入者で、今、大体3,500人ぐらい国保の加入者、見えられますけれども、そのうち1,300人が、約37.1%が、まだひもづけされていないと。これは6月時点の話なので、今はもうちょっと減っておりますけれども、現時点で、まだこれぐらい見えられるということになります。

ひもづけされていない方に関しては、保険証に代わる資格確認書というものが自動で送られますので、病院にかかれないということはございませんので。今までの保険証と同等なものでございます。

○仲委員長　岩澤委員、よろしいですか。

○岩澤委員　ありがとうございます。

○湯浅市民サービス課長　ちょっとうろ覚えなんですけど、70%をちょっと超えたぐらいの普及率ですね。

○小川委員　一緒の質問やったんですけど、確認書が来なんたら、ひもづけされていると理解すればよろしいんですか。

○湯浅市民サービス課長　その理解で。

○仲委員長　他にございませんか、質疑。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第49号、国民健康保険特別会計補正予算と議案第50号の後期高齢者医療事業特別会計、二つまとめて説明ください。

○湯浅市民サービス課長 それでは、続きまして、議案第49号、令和6年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてにつきまして、予算書並びに委員会資料に基づき御説明申し上げます。

予算書の31ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,602万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,383万3,000円とするものでございます。

続きまして、第2項第1表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。38ページ、39ページを御覧ください。

歳入でございます。

5款1項1目繰越金は、補正額4,602万3,000円を追加し4,602万4,000円とするものでございます。前年度の繰越金でございます。

内容の主なものにつきましては、保険給付費の支出済額が予算額を下回ったことなどによるものでございます。保険給付費の療養給付費等の不用額は、普通交付金の償還金として県に返還いたします。

続きまして、歳出でございます。

次のページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、補正額6万3,000円を追加し5,492万9,000円とするものでございます。12月2日以降に廃止される被保険者証に代わる資格確認書の台紙を共同印刷するための費用でございます。

続きまして、6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金は、補正額1,717万1,000円を追加し1,717万2,000円とするものでございます。歳入歳出の差額分1,717万1,000円を積み立てるものでございます。

それでは、市民サービス課、委員会資料の1ページを御覧ください。

今回の補正での国保財政調整基金の積立額が1,717万1,000円となり、国保財政調整基金の残高は1億7,513万7,000円となる見込みでございます。

予算書にお戻りいただき、40ページと41ページを御覧ください。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目保険給付費等交付金償還金は、

補正額 2,663万4,000円を追加するものでございます。概算請求でいただいている前年度の保険給付費等の精算に対して発生した普通交付金及び特別交付金の償還金でございます。

続きまして、2項繰出金、1目一般会計繰出金は、補正額 215万5,000円を追加し 215万6,000円とするものでございます。前年度一般会計から繰り出しのあった繰入金の精算に係る一般会計への繰出金でございます。

議案第49号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第50号、令和6年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決につきまして、予算書に基づき御説明申し上げます。

予算書の43ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ606万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,764万円とするものでございます。

続きまして、第2項第1表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。

50ページ、51ページを御覧ください。

歳入でございます。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、補正額606万円を追加し606万1,000円とするものでございます。前年度の繰越金でございます。

続きまして、歳出でございます。

次ページを御覧ください。

2款広域連合負担金につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○三鬼税務課長 52ページ上段、2款1項1目広域連合負担金、18節保険料等負担金543万3,000円の増額は、令和5年度現年度分の後期高齢者医療保険料のうち、出納整理期間である4月、5月に納付された保険料額に相当する後期広域連合への負担金につきましては、連合から市町への請求が出納閉鎖後の6月以降に行われるため、例年、このような形で9月補正にて予算計上させていただいております。今年度に入ってから保険料徴収額の確定に伴う負担金となりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

説明を市民サービス課に戻します。

○湯浅市民サービス課長 それでは、続きまして、3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金は、補正額62万7,000円を追加し62万8,000円とするものでございます。前年度一般会計から繰り出しのあった繰入金の精算に係る一

般会計への繰出金でございます。

議案第50号についての説明は以上でございます。

○仲委員長 議案第49号、50号、まとめて質疑がありましたら、どうぞ。

ありませんか、国民健康保険事業、後期高齢者。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 なしということで、進めてまいります。

続いて、議案第58号の説明をお願いいたします。

○湯浅市民サービス課長 それでは、続きまして、議案第58号、三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議につきまして、御説明申し上げます。

議案書の30ページを御覧ください。

三重県後期高齢者医療広域連合につきましても、さきに御審議いただきました国民健康保険と同様に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律により、現行の被保険者証が12月2日以降、発行されなくなることから、三重県後期高齢者医療広域連合の規約において規定する被保険者証などの用語を整理する必要がある、この規約の一部を改正するため、地方自治法第291条の3第1項の規定により、関係地方公共団体と協議することについて、同法第291条11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

これも同様に被保険者証という言葉を整理するために議決をもらってくださいねという、簡単に言えば、そういうことになります。

議案第58号についての説明は以上でございます。

○仲委員長 どうも。

議案第58号について、質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 質疑なしと認めます。

以上で、市民サービス課、終わります。御苦労さまでした。

次、福祉保健課、お願いいたします。

それでは、福祉保健課の審査に入ります。

まず、議案第45号の尾鷲市立小規模保育所条例の制定についてから説明をお願いいたします。

○山口福祉保健課長 福祉保健課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第45号、尾鷲市立小規模保育所条例の制定についてを御説明いたします。

説明につきましては、こども・子育て担当参事から御説明させていただきます。

○世古福祉保健課参事　それでは、議案第45号、尾鷲市立小規模保育所条例の制定についてにつきまして説明いたします。

議案書の3ページを御覧ください。通知いたします。

本条例は、賀田小学校内に設置する尾鷲市立小規模保育所に係る設置条例を制定するもので、児童福祉法第34条の15第1項の規定に基づき、同法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設として尾鷲市立小規模保育所を設置するため新たに条例を制定するものであります。

第1条では、施設設置に係る法的根拠を示し、第2条では、施設の名称であるところの保育園と、その所在地を定めております。

また、第3条以下につきましては、既存の認可保育所と同等の内容が定められております。

第3条では、入所に係る手続を規則に定める手続にのっとり行うことと定められております。

第4条では、私的契約児に係る入所について定められておりますが、この私的契約児とは、教育・保育給付認定子供の1号、2号、3号のいずれにも該当しない子供、つまり、ゼロ歳から2歳までの子供で家庭での保育が確保されている子供のことを言いますが、認定子供を預かっても、なお定員に余裕がある場合の受入れが定められております。

第5条では、利用者負担額は、小規模保育所に入所している教育・保育給付認定子供の教育・保育給付認定保護者は、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例に基づくことと、私的契約児に係る負担額の納付については、規則にのっとり納付いただくことが定められております。

最後に、第6条では、必要事項を規則で定めることが定められております。

なお、規則においては、施設の定員や入所に係る諸手続及び様式、職員の職務など、所定の内容が定められております。

説明は以上でございます。

○山口福祉保健課長　以上が条例の制定についての説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願いいたします。

○仲委員長　議案第45号、保育所条例の制定については以上でございますが、質疑ございますか。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 質疑なしということで進めます。

続いて、議案第48号の補正予算第5号の説明をお願いいたします。

○山口福祉保健課長 それでは、議案第48号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決についてのうち、福祉保健課に関する予算について、予算書に基づき御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の12、13ページを御覧ください。通知いたします。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1,038万9,000円の増額は、1節社会福祉費負担金569万7,000円の増額で、障害者自立支援給付費等国庫負担金567万7,000円の増額は、共同生活援助事業費等が見込みより増加したことによるものでございます。

特別障害者手当等給付費負担金前年度精算金2万円の増額は、実績に基づく追加交付でございます。

2節児童福祉費負担金469万2,000円の増額は、児童扶養手当負担金前年度精算金2万1,000円の増額、児童手当国庫負担金前年度精算金464万7,000円の増額及び母子生活支援施設入所措置費前年度精算金2万4,000円の増額で、いずれも実績に基づく追加交付でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1,891万7,000円の増額は、1節総務費補助金1,891万7,000円の増額で、そのうち物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,106万2,000円の増額は、エネルギー、食料品価格等の価格高騰による負担増の影響が大きい住民税非課税世帯に対して給付金を支給する給付事業に係る国庫補助金になります。

この事業につきましては、後ほど歳出と併せて御説明いたします。

2目民生費国庫補助金350万9,000円の増額は、2節児童福祉費補助金350万9,000円の増額で、子ども・子育て支援事業費補助金350万9,000円の増額は、10月からの児童手当制度改正に伴う国庫補助金でございます。当該補助金の対象は、後ほど歳出において説明いたしますが、市から市民の方に給付される児童手当に係るシステム改修費に加え、職員に対して支給される児童手当に係るシステム改修費も含まれることから、本庁をはじめ、尾鷲総合病院、紀北広域連合及び三重紀北消防組合に係る児童手当システム改修費が包含されております。

次に、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金339万8,000円の増額は、1節社会福祉費負担金283万8,000円の増額で、三重県障害者

自立支援給付費等負担金 283万8,000円の増額は、先ほどの国庫負担金同様、共同生活援助事業費等が見込みより増加したことによるものでございます。

2節児童福祉費負担金56万円の増額は、児童手当県費負担金前年度精算金6,000円の増額及び母子生活支援施設入所措置費前年度精算金1万2,000円の増額、施設型給付費・地域型保育給付費県費負担金前年度精算金54万2,000円の増額は、いずれも実績に基づく追加交付でございます。

次ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入2,071万6,000円の増額は、4節衛生費雑入2,071万6,000円の増額で、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金2,071万6,000円の増額は、新型コロナワクチンの定期接種に係るワクチン接種単価の増額に伴う国からの助成金でございます。後ほど、歳出で御説明いたします。

次に、歳出でございます。

予算書の18、19ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費9万7,000円の国庫支出金の財源更正は、児童手当の制度改正に係るシステム改修費について、先ほどの歳入で御説明した子ども・子育て支援事業補助金の紀北広域連合分の本市負担分について、今回、財源更正するものでございます。

次に、3目自立支援給付事業2,425万4,000円の増額は、細目介護給付・訓練給付費2,425万4,000円の増額で、扶助費の共同生活援助事業費1,037万6,000円の増額及び特定障害者特別給付費98万円の増額は、歳入でも御説明した共同生活に係るサービス費用について、共同生活援助事業費等が見込みより増加したことによるものでございます。

償還金、利子及び割引料1,289万8,000円につきましては、介護給付・訓練給付費に係る国庫負担金等の前年度精算金でございます。

次に、4目老人福祉費12万3,000円の増額は、細目在宅援護事業12万3,000円の増額で、償還金、利子及び割引料12万3,000円につきましては、在宅援護事業に係る県補助金の前年度精算金でございます。

次ページを御覧ください。

次に、7目介護保険費450万7,000円の増額は、細目地域支援事業（総合事業）450万7,000円の増額で、償還金、利子及び割引料450万7,000円につきましては、地域支援事業（総合事業）に係る紀北広域連合受託事業収入の

前年度精算金でございます。

次に、9目生活困窮者自立支援事業費2,121万3,000円の増額は、細目生活困窮者自立支援事業費15万1,000円の増額で、償還金、利子及び割引料15万1,000円は、生活困窮者自立支援事業費等国庫負担金の前年度精算金でございます。

次に、細目物価高騰対策生活支援給付金（住民税非課税世帯分）給付事業2,106万2,000円の増額は、エネルギー、食料品価格等の価格高騰による負担増の影響が特に大きい住民税非課税世帯に対して給付金を支給する給付事業に係る事業費でございます。

こちらの給付金事業につきましては、本年第2回定例会において補正予算計上し、お認めいただいております。

予算計上につきましては、対象者の方に早期に支給するため、本年度の税が確定する前に国から示された算定モデルを基に試算いたしました。実際の対象者が既決予算の対象者を上回ったことから、今回、予算計上させていただきました。

増額の内訳は、事務費である通信運搬費5万7,000円及び複合機使用料5,000円、給付金である物価高騰対策生活支援給付金（住民税非課税世帯分）1世帯10万円が200世帯分及び対象世帯に属する子供加算分、子供1人につき5万円が20人分の計2,100万円の増額となります。

財源につきましては、先ほど歳入で御説明いたしました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、全額国庫補助金となります。

2項児童福祉費につきましては、こども・子育て担当参事より御説明いたします。

○世古福祉保健課参事 2目児童措置費1,095万円の増額は、細目保育所等事業419万4,000円の増額は、全額とも償還金、利子及び割引料の増額で、子どものための教育・保育給付交付金（国庫分）等の前年度精算金でございます。

次に、細目児童手当給付事業357万4,000円の増額のうち、役務費4万9,000円の増額は、児童手当制度改正の内容確定に伴い新たに生じることとなった子育て世帯への案内文書及び申請書類等の郵送に係る通信運搬費の増額でございます。

委託料124万3,000円の減額は、同じく、児童手当制度改正内容の確定に伴い行ったシステム改修費用の積算見直しに伴う減額であり、いずれも歳入で説明いたしました全額補助の国庫補助金、子ども・子育て支援事業費補助金の対象経費となるものでございます。

償還金、利子及び割引料 4 7 6 万 8 , 0 0 0 円の増額は、児童手当交付金に係る前年度精算金でございます。

なお、歳入においても、児童手当国庫負担金前年度精算金 4 6 4 万 7 , 0 0 0 円の増額がございますが、これらは、従来、年度途中における国との負担金事務手続において事前に調整が行われていましたが、令和 5 年度分精算においては、国の事務手続上の指示により事前調整の方法が変更されたことで生じた精算金でございます。

次に、細目児童相談事業 1 万 8 , 0 0 0 円の増額は、償還金、利子及び割引料 1 万 8 , 0 0 0 円の増額で、児童相談事業に係る前年度精算金でございます。

次に、細目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 8 1 万 6 , 0 0 0 円の増額は、全額とも償還金、利子及び割引料の増額で、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業国庫補助金の前年度精算金でございます。

次に、細目出産・子育て応援給付金事業 2 3 4 万 8 , 0 0 0 円の増額は、全額とも償還金、利子及び割引料の増額で、出産・子育て応援給付金事業に係る国県交付金の精算金でございます。

当該事業は、令和 4 年度の 1 月、つまり令和 5 年 1 月から開始されたもので、国の事務手続上の指示により令和 4 年度支給分に係る精算事務が令和 5 年度に繰り越されたことから、令和 4 年度分に係る過年度精算金が 1 1 7 万 2 , 0 0 0 円、令和 5 年度分に係る前年度精算金が 1 1 7 万 6 , 0 0 0 円でございます。

次に、3 目母子父子福祉費 8 8 万 9 , 0 0 0 円の増額は、細目母子父子福祉事業 1 5 万円の増額で、償還金、利子及び割引料 1 5 万円は、高等職業訓練促進給付金事業等に係る国庫補助金の前年度精算金でございます。

次に、細目子育て世帯生活支援特別給付金事業 7 3 万 9 , 0 0 0 円の増額は、償還金、利子及び割引料の増額で、次ページを御覧ください、全額とも、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業国庫補助金の前年度精算金でございます。

説明は以上でございます。

○山口福祉保健課長 次に、3 項生活保護費、1 目生活保護総務費 3 7 万 1 , 0 0 0 円の増額は、細目生活保護一般事務費 3 7 万 1 , 0 0 0 円の増額で、生活保護適正化等事業費補助金の前年度精算金でございます。

次に、2 目扶助費 4 , 2 2 2 万 6 , 0 0 0 円の増額は、細目扶助費 4 , 2 2 2 万 6 , 0 0 0 円の増額で、償還金、利子及び割引料 4 , 2 2 2 万 6 , 0 0 0 円につきましては、生活扶助費等国庫負担金の前年度精算金でございます。

次に、4項地方改善事業費、1目地方改善事業費37万8,000円の増額は、細目隣保館運営事業37万8,000円の増額で、償還金、利子及び割引料37万8,000円につきましては、隣保館運営費補助金の前年度精算金でございます。

次に、4款衛生費、1項保健費、1目保健総務費1万8,000円の増額は、細目未熟児養育医療費助成事業1万8,000円の増額で、償還金、利子及び割引料1万8,000円は、未熟児養育医療費等国庫負担金の前年度精算金でございます。

2目予防費2,903万9,000円の増額は、細目予防接種事業2,120万4,000円の増額で、委託料2,071万7,000円は、新型コロナワクチン接種に係る接種費用について、当初予算編成時において国から今年度の新型コロナワクチン定期接種に供給するワクチン接種単価が7,000円であるとの通知により当初予算計上いたしましたでしたが、今年度になって単価1万5,300円であるとの通知が改めてあり、超過分である2,071万6,000円を全額ワクチン接種体制等緊急整備基金管理団体を通じて国から各市町へ助成することになったことに伴う増額でございます。現在のところ、自己負担額は2,500円程度と予定しており、各医療機関において10月初旬開始を予定しております。

なお、国からの助成金は、歳入で御説明した新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金で、全額国負担でございます。

次に、償還金、利子及び割引料48万7,000円は、特定感染症検査等事業国庫補助金等の前年度精算金でございます。

次に、細目感染症予防対策事業783万5,000円の増額は、償還金、利子及び割引料783万5,000円の増額で、新型コロナウイルスワクチン国庫補助金等の前年度精算金でございます。

次に、3目保健事業普及費3,000円の増額は、細目メンタルヘルス事業3,000円の増額で、地域自殺対策強化補助金の前年度精算金でございます。

以上が福祉保健課の令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願いいたします。

○仲委員長　　どうも。

補正予算の説明は以上でございます。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　　質疑なしと認めます。

それでは、報告事項ありましたね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 報告事項の説明をお願いいたします。

○山口福祉保健課長 それでは、報告事項といたしまして、福祉保健課からは2件ございますが、まずは、第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画策定に向けたアンケート調査結果報告書の報告につきまして、資料に基づき、子ども・子育て担当参事より御説明いたします。

○世古福祉保健課参事 それでは、説明いたします。

アンケート調査結果報告書の資料の説明を行う前に、まず、子ども・子育て支援事業計画の概要について説明いたします。

子ども・子育て支援事業計画につきましては、子ども・子育て支援法に規定された事業計画で5年ごとに見直しが行われるもので、本市においては、現在の第2期計画が今年度最終年度を迎えることから、令和7年度から令和11年度までを対象とした第3期計画を今年度において作成いたします。

計画の内容は、子ども・子育て支援法に規定された教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施に向けて、地域における必要量の見込みや、それらを十分に確保する施策等を定めるもので、本市においては、併せて、子ども・子育て支援に関する総合的な支援を推進するものとして基本理念や方向性等を定め、母子保健計画などの関連計画を包含する形で定めております。

今回、報告させていただきますアンケート調査結果につきましては、第3期計画策定のために行ったニーズ調査に係るもので、次期計画に内容を反映するものでございます。

報告書は、約100ページ近くの分量がございますので概要説明とさせていただきますが、第3期計画の中身につきましては、11月頃、中間案をお示しさせていただくことを目標に、現在、作業を進めているところです。

今回は、参考として、ニーズ調査結果に係る情報提供とさせていただきます、御意見等につきましては、中間案の審議の際に賜りたくお願い申し上げます。

それでは、別添資料の1ページを御覧ください。通知いたします。

調査概要のページでございます。

本調査は、今年2月に実施いたしました。

調査対象につきましては、主に教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の対象となる世帯である就学前児童のいる全世帯313世帯と小学生のいる全世帯420世帯でございます。

調査方法につきましては、学校や保育園に通うお子さんのいる世帯には学校や園を通じて、また、未就園の乳児、幼児のいる世帯には郵送で調査票を配布し、紙面による回答とウェブでの回答、いずれか回答しやすい方法で回答をいただきました。

回収率につきましては、未就学児のいる世帯で62%、小学生のいる世帯で67.9%となっております。

ページの下段には調査報告における留意点が記載されております。四捨五入の都合上、合計が100%を上下する場合がありますなど、結果全般に係る留意事項が記載されております。

次のページを御覧ください。

2ページから88ページまでがアンケート調査における個別の設問の結果が記載されており、前回の第2期計画策定時の調査と比較できるものは比較した結果が掲載されております。

調査結果から見える課題等につきましては、89ページを御覧ください。通知いたします。

89ページから92ページまでに、子育てと仕事の両立を支援する環境づくりについてから、その他の6項目にわたり、アンケート結果から見える本市の子育て世帯の傾向やニーズ、課題等がまとめられております。

報告書の概要説明につきましては以上です。

次に、策定スケジュールについて、スケジュール表を基に説明いたします。通知いたします。

資料1、第3期計画策定スケジュールでございます。

資料の上段には今年度のスケジュールが記載されており、下段には参考として前年度のスケジュールを記載しております。

先ほどのアンケート調査につきましては、前年度に調査を実施し、今年度、計画策定に向けて、集計、分析等を行ったものです。

資料上段の表を御覧ください。

1段目には、福祉保健課が行う作業を記載しております。

2段目には、子ども・子育て会議のスケジュールが記載されております。

3段目には、議会への報告等について記載しており、最下段には、パブリックコメントの時期が記載されております。

現在、福祉保健課では、アンケート調査結果で見られた課題等を踏まえ、関係各課とも調整を行いながら中間案の作成作業を行っているところでございます。11

月から12月には中間案をお示しさせていただき、御意見を賜った上で、12月から1月にパブリックコメントを実施、そして、1月から2月にかけて最終案をお示しさせていただき、3月定例会において議案提出させていただく予定でございます。

説明は以上でございます。

○山口福祉保健課長 以上が第3期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画策定に向けたアンケート調査結果報告書等などについての説明でございます。

○仲委員長 ただいま、子育て支援事業計画等の説明を受けましたが、今回は第3期計画策定のスケジュールとアンケート調査報告ということでございますので、またじっくり結果報告も読んでいただいて、11月頃の中間報告があったときに質疑等がありましたらしていきたいということで、これについては、これで終了いたします。

次に、もう一つあったね、報告。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 どうぞ。

○山口福祉保健課長 次の報告事項といたしましては、尾鷲第二保育園、尾鷲第三保育園の統合について報告させていただきます。

報告につきましては、こども・子育て担当参事より御説明いたします。

○世古福祉保健課参事 それでは、説明いたします。

先般、民生事業協会より、宮ノ上町に所在する尾鷲第二保育園を北浦西町桜茶屋地区に所在する尾鷲第三保育園に統合を図りたいとの話がございました。趣旨といたしましては、まず、統合につきましては、本市における少子化の進行により園児数が減少し続けていることと同時に、保育士の確保が近年著しく厳しい状況にあることから、保育園の統合により、運営の合理化、スリム化を行い、保育事業の持続可能性を高めるためとのこととございました。その上で統合を行うに当たり、最良の方法が第二保育園を第三保育園に統合する方法とのことと、理由といたしましては、二つの保育園が最も近接しており園児や保護者に負担が少ないこと、第三保育園には第二保育園の園児を受け入れることができる十分な広さがあること、また、両保育園では、現在、園児数が少なくなっていることで複式クラスが生じていますが、統合により年齢ごとのクラス編制が可能となり、集団保育の充実が図れること、そして、第二保育園の災害発生時における園児の避難誘導が、高台の第三保育園への統合で解消されることなどございました。市としましても、現在、第二保育園の園児たちはもとより、その後の乳児や幼児についても、第三保育園及び尾鷲乳児

保育園等で十分に受入れが可能であることを確認しております。

認定保育園の休園等に係る手続きにつきましては、市を経由して三重県に行くこととなりますが、第二保育園及び第三保育園の保護者への説明も既に行われており、統合につきましては、令和7年4月から実施される予定でございます。

説明は以上でございます。

○仲委員長 報告事項で、第二保育園、第三保育園の統合ということで説明がありました。これ、あくまで報告事項であります。何か御質疑ありましたら。

○中村（レ）委員 第二保育園って、場所、どこやったですか。場所、どこ。

○仲委員長 宮ノ上が第二保育園です。

（「小学校の横」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 小学校の上が第二。

○中村（レ）委員 第三は。

（「高台」と呼ぶ者あり）

（「高いところ、桜茶屋って」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 どうぞ、質問。

○中村（レ）委員 水位、一緒。ほとんど変われへんところ。

○仲委員長 高さ。

○中村（レ）委員 違う、違う。場所が、私、分かって……。いいです。

（「近い」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 近い。

質疑ございますか。

○岩澤委員 今、第二保育園のところにプールがあると思うんですけども、それは、今、宮之上小学校の子が使っているプールだと思うんですけど、その保育園が廃止になった場合、プールは、そのまま使うって形になるんですか。

○仲委員長 あれ、小学校のプールやろう。

○岩澤委員 小学校のプールですか。

○世古福祉保健課参事 プールは小学校のもので、そのままということで。

○岩澤委員 分かりました。

○仲委員長 ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 なしということで、福祉保健課、終了いたします。御苦労さまでした。

次、環境、準備、入ってください。

それでは、環境課の審査に入ります。

議案第48号の補正予算の説明からお願いをいたします。

○平山環境課長 環境課です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第48号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決についてのうち、環境課に係る予算について御説明いたします。

補正予算書14、15ページを御覧ください。

15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費補助金の30万円の増額は、2節環境衛生費補助金の増額で、電気自動車等購入費補助金でございます。

内容につきましては、後ほど、歳出と併せて資料にて説明いたします。

次に、補正予算書24、25ページを御覧ください。

歳出でございます。

4款衛生費、3項環境衛生費、6目廃棄物政策費60万円の増額は、細目環境保全対策事業の補助金の増額で、電気自動車等購入費補助金を新設するものでございます。

それでは、委員会資料1のほうを御覧ください。

こちら、資料につきましては、第3次尾鷲市環境基本計画の第4節に脱炭素社会に掲げる脱炭素社会の実現に向けまして、二酸化炭素、CO₂を排出しないEV車と燃料電池の自動車に限定して補助金制度を新設いたしたいと考えております。

補助額につきましては、一律1台につき10万円の6台分として60万円を計上させていただいております。

財源につきましては、三重県が既の実施しております市町向けの電気自動車等導入費補助金30万円、先ほどの14、15ページの部分になりますが、こちらとし、一般財源30万円であります。

続きまして、債務負担行為について説明させていただきます。

補正予算書の7ページ、第2表の債務負担行為補正を御覧ください。

こちらは、資源収集車購入費でございます。期間を令和7年度、限度額が793万9,000円であります。

この計上の理由といたしましては、現在使用する資源ごみ収集車1台について、初年度登録から13年を経過しておりまして、劣化による修繕費等がかさんでおることから、今回、買換えを行うために補正を行うものでございます。

また、昨今の自動車部品等の供給不足等の事情によりまして単年度での納車が非

常に困難な状況になっていることから、今回、債務負担行為の追加を行うものでございます。

以上が環境課の令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の説明でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○仲委員長 補正予算の第5号の説明が以上でございますけど、質疑ございますか。

○中村（レ）委員 この今、電気自動車の助成金、言われたんですけど、これ、国内産の電気自動車に限るという一文はありますか。

○平山環境課長 国産車に限らず、外国車につきましても補助の対象となっております。

○中村（レ）委員 それはやめていただきたいと思うんですよ。ある外国の車は、もう国費で、すごく安い値段で日本に売りに来ている車があって、それに、まだ日本のこの公費で助成をつけてそれを買うということは国益に非常に反しますので、ぜひ国産の電気自動車に限るという一文を入れていただきたいと思います。

○平山環境課長 今回、考えております補助金につきましては、先ほど申し上げたように国産車に限るということは規定していない形というふうに考えており…。それを作成するに当たりまして、現在その補助を行っておる他市町の状況ですとか、あと、国費の補助、あと、県の補助金の状況につきましても、その辺の除外と申しますかがございませぬので、今回、尾鷲市についても、そういう形で補助のほうを実施したいと考えております。

○仲委員長 いいですか、中村委員。

他にございますか。

○南委員 今の中村レイ委員のと関連して、当然、これ、補助要綱か何らで、新たに要綱を定めたわけなんですか、もう既に。もし定めていたら、その補助要綱辺りを説明していただきたいんですけど。

○平山環境課長 今回、補助金の予算計上を行うに当たりましては、市の補助金審査会のほうにお諮りをしまして、補助要綱（案）を定めております。

今回、予算を伴うことですので、その議決をいただいた後に施行するという予定で準備のほうは進めております。

○南委員 ちょっと理解し難いんですけども、できたら補助要綱を、もし案であっても、予算が先か要綱が先かって話になるんですけども、できたら補助要綱を示していただきたいなと思うんですけど。

- 平山環境課長　　現在、委員さんから御意見のほうをいただきましたので、再度、課と、あと、補助金、審査上の要綱の、今回、規則になりますので、補助、その点について協議をさせていただきたいと思います。
- 仲委員長　　よろしいですか。
- 南委員　　何回もごめんなさいね。外国車でも、国県がそういう方向でおったら、恐らく、尾鷲市もそれに準拠しなければならないと思うんですけど、そこら辺は、僕もちょっと勉強不足で、できたら早くお示しをさせていただきたいなと思います。要望します。
- 平山環境課長　　ただいまのこれまでの御意見、承りまして、その結果等も御報告させていただきたいと思いますので、今後、早急に協議のほうをさせていただきたいと考えております。
- 西川委員　　単純な質問ですけど、環境課で6台も電気自動車って、目的は何に使われる車ですか。
- 平山環境課長　　今回の補助金の新設につきましては、この補助対象といたしましては市民の個人の方、あと、事業所で電気自動車等を購入される方を対象に6台分ということで予算のほうを計上しております。
- 西川委員　　それは、環境課の車ではないんですか。
- 平山環境課長　　環境課も含めて、公用車分ではございません。
- 西川委員　　そうしたら、充電とかそういうのは、もう必要ないんですね、工事は。充電器とか新たに配線やり直さなあかんでしょう。環境課で、まず、そういう新たな工事ということは発生しないんですね。
- 平山環境課長　　今回、環境課、公用車を購入することはございませんので、それに伴う市の充電等に関する工事というのはございません。
- 仲委員長　　よろしいですか。
他にございませんか。
- 岩澤委員　　これ、ちょっと市民の方から聞いてほしいと言われてお聞きするんですけども、今、世界で、この電気自動車、EVに対して、すごい下火というか、普及率がすごい低くて、もう今日の朝、ニュースでも出ていたと思うんですけども、有名なメーカーが、もう撤退するというふうな。なので、そういう状況なのに、何で尾鷲市として電気自動車を補助するのかという目的としては、やはりゼロカーボンシティの宣言をしているという部分も……。その目的という部分を、もう一度ちょっとお聞かせしていただけたらなと思います。

○平山環境課長　今回の補助の目的といたしましては、ちょっと資料の説明のときにも申し上げさせていただいたんですけれども、現在、尾鷲市の策定する第3次の環境基本計画の中の脱炭素社会に掲げる一つの方法としまして、二酸化炭素を排出しない、いわゆる脱炭素のうちの排出抑制の部分で、一つの施策としてEV車ですとか燃料電池車の普及に対する施策をとということも定めておることがございます。それと併せて、先ほど、おっしゃっていただきました尾鷲市のゼロカーボンシティ宣言に伴って、今回、補正予算で計上させていただくというところが、まずは第一の内容でございます。

確かに、報道等でも電気自動車に対する生産であったりとか、あと、ガソリン車のいわゆる新車販売の全廃というのも目標年度が変更されるというような動きも見られておりますけれども、今のところ……。今のところといいますか尾鷲市としては、現在定める施策等に基づきまして、今回、電気自動車の普及に向けての補助金ということで制度を新設したいという考えでございます。

○仲委員長　よろしいですか。

他にございませんか。

○中村（レ）委員　これは、今後ずっと6台ずつ毎年助成されていく予定ですか。

○平山環境課長　今年度につきましては、市内の販売ディーラーさん等に電気自動車等の販売台数の状況を伺いながら算定したというところもございます。

この事業につきましては、今年度以降も続けていきたいというところからスタートはするんですけれども、実際のその補助台数であったりという部分は、その状況を見ながら、台数については変動等もあり得るのではないかなというふうには考えております。

○中村（レ）委員　これ、ハイブリッドとかそういうことについて、例えば、水素とか電気だけというのは、今、非常に流れとしてはおかしいなって思うんですけれども、電気自動車がつくられるのに至る、そのCO₂の排出量を勘案した場合に、決して、その電気自動車がCO₂の削減になっていないというのが今の現状ですので、これをその電気自動車だけに限定するというのも何か非常に、もう今、現に、世界的にちょっとやはりそれはおかしいんじゃないかということが言われているときに電気自動車のみというのは非常におかしいな。ガソリン車に出すのはちょっとそれはおかしいかもしれませんが、そのほかのものに対して出すというなら分かるんですけれども、電気自動車のみというのは、ちょっと、それ、非常におかしい違うのかなと思うんですけれども、今後、その変更とか考え直すということ

もありますか。

○下村副市長　あくまでも国のC E V補助金を受けられるのが大前提になりますので、国のC E V補助金というのが現在のところ、電気自動車というふうになっておりますので、国のほうが方針転換されれば、やはり県市が追随する、また、国のほうの補助金が終われば、当然、県も市も終わってしまうと思います。

○仲委員長　よろしいですか。

○中村（文）委員　すみません、質問が重複になっちゃうかもしれないんですけども、電気自動車とプリウスとかそういうハイブリッド車に対しては、こういう補助金というのは使えない感じでよろしいですか。

○平山環境課長　今回の補助対象車種としまして、いわゆる電気自動車と燃料電池自動車が、この対象車種として……。

○仲委員長　正午の時報、ちょっと待ってください。

（休憩　午後　0時00分）

（再開　午後　0時00分）

○仲委員長　再開します。

○平山環境課長　対象車種の部分につきましては、今回、電気自動車及び燃料電池自動車というところで、いわゆるハイブリッド車等は補助対象外としております。

あと、その中で、あと、超小型モビリティーストとかミニカーというのは、資料のほうに書かせていただいた、その辺は対象外ということで、今回、創設を行っていきたいと考えております。

○仲委員長　よろしいですか。

他に質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　なしということで、進めてまいります。

次に、報告事項、1件ありましたね。

説明、お願いいたします。

○平山環境課長　それでは、2番の報告事項、東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業について、現在の状況のほうを御報告させていただきます。

先月の8月23日に東紀州環境施設組合の全員協議会のほうで説明されました内容について、概略となりますが御説明させていただきます。

それでは、委員会資料の2のほうを御覧ください。

まず、落札者についてでございますが、代表企業が株式会社プランテック、構成企業が株式会社安藤・間三重営業所と株式会社平野組のほうに決まりました。

落札価格、応募者につきましては、2ページから3ページに記載させていただいております。

4ページには東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業の概要のほうに記載されており、事業の実施場所につきましては、尾鷲市矢浜真砂地内の現市営野球場になります。

また、施設規模につきましては、日量59トン、事業方式はDBO方式、デザインビルドオペレーションで、公設民営方式となります。

事業の契約締結日から令和10年3月まで、設計と建設工事のほうを行いまして、令和10年4月から令和30年3月までの20年間、運営事業を委託いたします。

5ページには、契約までのスケジュールのほうに記載されております。

次に、6ページから8ページにかけてが施設の整備・運営事業費についての記載となります。

6ページのほうの総額でございますが、設計・建設工事費が111億6,390万円で20年間の運營業務委託費が92億4,000万円、総額で204億390万円の落札額になります。

下段の(3)事業費詳細でございます設計・建設工事費111億6,390万円のうち、25億5,778万4,000円が国からの循環型社会形成推進交付金となり、市町の負担額は86億611万6,000円になります。設計・建設工事費と運營業務委託費92億4,000万円を合わせました市町の負担額は178億4,611万6,000円となり、尾鷲市負担額44億570万4,925円となります。

8ページのほうでは、設計・建設工事を記載しており、尾鷲市の負担割合は24.4265%、21億217万2,925円で、負担割合につきましては、東紀州環境施設組合負担金条例に基づき、均等割が10%と人口割が90%で算出されます。

人口割につきましては、関係市町における直近の国勢調査、令和2年度になりますが、人口によるものとすることから、令和2年度の国勢調査人口で5市町の人口を算出して、その割合のほうを先ほどの均等割と合わせて算出しております。

次、運營業務委託費を記載させておりますが、こちらにつきましては、尾鷲市の負担割合につきましては24.93%で23億353万2,000円、負担割合につきましては、今後20年間、令和10年度からの20年間の市町ごとの計画処理量

の推計値の平均から、現在のところ、算出がなされております。

今後、実際の負担割合につきましては、対象年度の前々年度の各市町の処理量によって負担割合が算出するということが、先ほどの環境施設組合の負担金条例のほうに定められておりますので、今後、実際に算出される負担割合というのは、現在お示しさせている金額とは違いが出てくるということとなると思います。また、下段の②の年度別負担額の運營業務の委託費につきましては、それぞれ固定費と運営変動費というところから成っていきますので、20年間負担していく額というのは、これからまた前期後期といった形で、今後、改めて決定されていくことと伺っております。

委員会資料の3番のほうを御覧いただきたいのですが、こちらのほうは、提案者から提出されたイメージ図として作成した資料を参考としてつけさせていただいております。1枚目につきましては、施設全体の鳥瞰図、2番目が全体の配置図で、3から6につきましては、東西南北の立面図というほうになっております。

資料に基づいた報告につきましては以上となります。

○仲委員長 どうも。

東紀州広域ごみ処理施設整備の入札結果について、報告事項ということで報告をされました。

報告事項ということでございますので、それを踏まえて何か質疑がありましたら。

○小川委員 債務負担行為の設定時見込額で25億ですか。これ、尾鷲市人口の減少率、高いですよ、尾鷲市と紀北町が。すると、熊野市のほうが20年たったら1,000人ぐらい多いような推計出ていますけど、これ、金額というのはいかなり変わってくると思うんですが、先ほど言われたように、2年ぐらいで変えていくんですか。これ、かなり少なくなるような気がするんですけど、どうなんでしょう。

○平山環境課長 この負担割合につきましては、まず、これから設計、建設になっていく部分についての令和7年度、8年度、9年度、こちらの建設事業につきましては人口割と均等割ということで、それにつきまして直近の国勢調査ということになっておりますので、令和2年度の国勢の調査の人口が基礎となります。

建設費については、人口割による変動というのはございません。

20年間の運営事業費につきましては、現在のところ、平均値ということで、20年間の算定したごみの実際の処理量を基に排出量となっていくと思うんですけれども、10年度以降は。それをベースに、2年前の実際の実績を基に算出するということになっておりますので、人口の変動はそちらには加味をせず、実際のごみの排

出量であったり、令和9年度までは処分量、焼却等の処分量をベースに算定されるということになります。ですので、今後、直近で発生する運営事業費が令和10年度からになりますので、令和10年度のその排出量の負担割合というのは、令和8年のごみの排出量、もしくは、処分量がベースになるといった考えとなります。ですので、運営費につきましては、人口割は適用されないということです。

○小川委員　人口割は適用されないということなんですけど、人口減れば、ごみの量、減るやないですか。ということは、これ、減っていくんですよねって、それを聞きたいんです。

○平山環境課長　申し訳ございません。おっしゃるとおり、当然、人口の減少に伴いましてごみの減少というのは、これまでも統計調査等の実績で出ておりますので、その変動によって、それぞれの市町の負担額というのが変わっていく可能性があるということになります。

○仲委員長　他に。

○中村（レ）委員　今、人口が減ったら減るって言われたんですけども、これ、59トンの焼却を24時間ですという炉を造ると、ずっと、これ、59トンを燃やす温度、800度以上保たなあかんということですよ。その場合に、これ、令和10年度に出来上がったときに5市町で人口が5万9,000人おるのかが問題で、これ、1人1日1キロのごみを出したとして、1日に59トンぎりぎりなんですよ。これ、ちょっとでも人口が減っていったら、その分、800度をずっと24時間保つために違う燃料を入れる必要が出てくるんですよね。その場合も燃料を入れるから、ごみは燃やさんでも、ずっと燃料を燃やし続けるから、維持費というのは、ごみが減ったからといって安くなるわけではないですよ。

そやから、人口は減っていったらごみは減るけど、このずっと維持費というのは、年間1億以上を負担していかなあかんということになるんですよ。

○仲委員長　中村委員、質問……。今の、質問ですか。

答えられるならどうぞ。

○加藤市長　もう一回、ちょっと御認識いただくために、ちょっとあれしますわね。

まず、建設費、設計建設費と運営費がございますわね。これ、二つに分けています。配分基準というのは、さっき環境課長が言ったとおりなんです。それで、要するに、小川委員の質問に対しては、紀北町とか尾鷲市多くて、熊野市少ないやないかと。だから、これ、2年前に調べたごみの量をベースにして、要するに、ここの

負担割合というのは10%が基本、90%がごみの量で配分した額をここに入れたわけなんです。ですから、紀北町が多いってわけなんです。だから、それは、また令和10年にこれがスタートしたときに、どういう形になっているか、これは変動ありますよと。ごみの量は、尾鷲市も一生懸命頑張っていますので。そんな話になると。

さっきのこの話については、もう既に59トンでやるということは、要するに、人口減少も含めて、人口の動態も全部含めて、一応59トンがふさわしいということでもありますので、ここで尾鷲市のどうのこうのじゃなしに、これは組合の話でございますから、もう要するに、回答は控えさせていただきます。

取りあえず、一応、経緯だけは、先ほど申し上げましたように申し上げたいと。59トンというのは、これから20年間続いた中で、どれぐらいの規模のものが必要であるかということ、もう既に組合で決めておりますので、ここで尾鷲市として申し上げる回答ではないと思っております。

○仲委員長　　ちょっと待ってください。

今回の報告は、東紀州環境組合が入札した結果を、今回、報告するというところで、その中でも配分とかいろいろ、設計の工事の配分とかいろいろありますけど、あくまでこれは環境組合の決定事項でありまして、今のところ、全協で説明されているだけで議案として出されていないんです。それで議決はされていないもので、それを踏まえて、今回の報告については質問があれば、どうぞ。

○中村（レ）委員　　私が聞きたいというのは、人口が減ろうが、ごみが減ろうが、ずっとこの維持管理費は、ずっと一定ですよって。それが、ただ、パーセントは変わっていくかもしれんけれども、かかるお金は一緒ですよってのを聞きたいだけです。

○平山環境課長　　今の御質問につきましては、今後予定される20年間のかかる運営費につきましては、基本的には、ごみの増減に関わらず同額であるというところで進むというのが基本というふうに説明を受けております。

○仲委員長　　よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　　それでは、環境課、終了いたします。御苦労さまでした。

昼に入ります。1時半再開いたします。よろしいですか。1時半再開です。

（休憩　午後　0時13分）

(再開 午後 1時30分)

○仲委員長 それでは、再開いたします。

次は、水産農林課でございます。

議案48号、補正予算第5号の説明からお願いをいたします。

○芝山水産農林課長 水産農林課です。よろしくお願いいたします。

議案第48号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決について、補正予算書及び資料に基づき、当課に係る予算について説明をいたします。

歳入でございます。

補正予算書24ページ、25ページをお願いいたします。通知します。

(「歳出じゃない。歳出やろう」と呼ぶ者あり)

○芝山水産農林課長 ごめんなさい、すみません、歳出です、すみません、失礼しました、歳出です、歳出です。大丈夫ですか。

5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、補正額95万4,000円の増額で、全て一般財源でございます。これは、今年に入り頻繁に目撃されておりますツキノワグマの対策といたしまして、10節需用費、消耗品費13万5,000円は、熊よけスプレアの購入費でございます。

12節委託料81万9,000円は、熊がおりにかかった際に、紀伊半島のツキノワグマは絶滅の可能性のある個体群に指定されていることから駆除ができないので、法律に基づき個人が立ち入らない尾鷲市域の奥山に放獣するということになっておりますが、その際の三重県の資格を有する業者が神戸にありまして、そこに放獣を委託する際の費用となります。内訳は、業者が神戸市から尾鷲に来る旅費や麻醉銃の使用などの経費を含めて1回当たり27万2,800円で、3回分81万9,000円を計上させていただいたものでございます。

なお、既に1回は6月17日に尾鷲南インター付近に仕掛けたおりに入った雄のツキノワグマの放獣手続として既決の有害鳥獣対策事業費の中から行いましたので、今年度は残り2回分というふうになります。

現在のツキノワグマの市内の目撃情報につきましては、別紙資料にて、農林振興係、野田主幹から説明をさせていただきます。

○野田水産農林課主幹兼係長 それでは、資料1ページを御覧ください。

令和6年度のツキノワグマの目撃情報について御説明します。

ツキノワグマ目撃時の対応については、三重県のツキノワグマ出没対応マニュアル

ルに基づき、県、警察、猟友会と連携して対応を行っております。

令和6年度を目撃数は現在まで24件ございます。マップに目撃場所をプロットしております。色に関しては、三重県のツキノワグマ出没対応マニュアルにおいて、集落から500メートル圏内を被害防止地域、赤色です、500メートル以上、2キロ圏内を緩衝地域、こちら、黄色になります、2キロ以上離れているところを生息・保護地域としておりますので、それぞれ、赤、黄色、青で色分けしております。マップを見ていただいたとおり、泉、光ヶ丘、新田、小原野のエリア、国道42号尾鷲南インターエリア、国道311号八鬼山トンネルエリアの3か所に特に集中している状況です。

市民への注意喚起としまして、防災無線、市ホームページ、SNSでの目撃情報の周知、関係機関との情報共有、警戒パトロール、これらに加えて、資料に書いております熊野古道に対する熊注意看板4峠10か所、時期が川遊びの時期ということもありまして、川遊び向けの熊注意看板、それぞれ8か所、目撃場所付近の熊注意看板16か所、あと、熊注意喚起ポスター、こちら、市内全域120枚掲示しております。

最後に、鳥獣保護管理法に基づく被害防止捕獲ということで、現在も1か所で捕獲を継続して取り組んでおります。

説明は以上です。

○芝山水産農林課長 以上で令和6年度第5号補正に係る当課の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○仲委員長 どうも。

補正予算の説明は以上であります。

質疑ございますか。

○南委員 南です。すみません、今のツキノワグマの保護の業務委託料なんですけれども、3回分計上して、この前の6月、捕獲して放したということで、2回分の予算計上となるわけなんですけれども。特に、市長も一般質問の中で答弁がございましたけれども、やはり幾ら絶滅の固有群だと言われても、民家の近くに出没している、同じ熊が何回も恐らく来ておると思うんですね。特に、泉地域においたら、学童の方が、親御さんも大変今も心配をされておられるのが現状であって、やはり、今、何か所、おりにかけておるんかも分かりませんが、もしおりに入った場合は、放すんじゃなくて、やはり県のほうと折衝をしていただいて、僕は処分する

のがベストじゃないかなという思いがあるんですけども、市長はどうですか。

○加藤市長　当初、この話が南インターで発覚して、いろんな話、熊の熊騒動というんですかね、これ、ちょうど仲委員長的一般質問にもお答えしましたんですけども、この件は大変な話で、いろいろ県にも要望しなきゃならないあれがありまして、一見知事に、この詳しい内容について、要するに、直訴したというんか。結構、正直言って、私自身は、要するに、これ、尾鷲市だけでやっていることは大変で、県のヘルプをぜひお願いしたいと。

そのときに申し上げたのが、要するに、よくツキノワグマというのは、こういう形で国の法の下でやっているけれども、人体に、この被害、危害を加えた場合、どうするんですかというような話もさせていただいて、私、今回の仲委員長がおっしゃっていましたが来年度環境省から交付金として30億、これは、かなり三重県のほうも、環境省、あるいは、農林水産省のほうに掛け合っていたという話も伺っております、直接じゃないですけども。結構やっていただいたんじゃないかなと。正直言って、その件については、ただ、今のその法律というんですか、それに守らざるを得ないという気持ちはあるんですけども。要するに、尾鷲市の市民の方々の命、あるいは、そういう身体を守るためにはそういう考え方もあるんですけども、それについては私自身は個人的にはずっと思っているんですけども、その辺のところは十分配慮した上で対策を練っていただきたい。

要するに、三重県から、その辺の対応についてどう考えているのかということについては、これ、私のコメントとして要望事項を出しております。この辺のところをかいっままで申し上げますと、要するに、尾鷲市ではツキノワグマへの対応強化について三重県のほうに要望事項として出しているわけなんですけれども、今年になり急増しているツキノワグマの目撃情報を受け、今後の人的被害を防止するために、関係機関が連携した訓練の定期的な実施による連携強化、注意喚起、目撃情報看板の設置、パトロールや捕獲ネットランチャーなど、具体的な対応手段への人的支援並びに財政的支援の拡充ということで、一応、要望は出しております。

そういった中で、今回、既に我々としては、今年の2月ですかね、三重県警とか猟友会とか、三重県のこの尾鷲支部におきまして、ちょっと九鬼でツキノワグマが居住地エリアに侵入したことを想定した、そういう対応合同訓練もやっている。こういうこともいろいろやっているんで、それで、こういう要望を踏まえながら、正直言って、議長のおっしゃるような思いはあるんですよ。だから、それは、間接的か何か、要するに、そういう訴えは、事実、出していますし、それをきちんと

我々としてもやっぱり人的被害というのは、これ、大変なことになりますので、これは強く要求はしていきたいと、このように思っております。

○南委員　市長と思いは全くの同じだと思うんです。ただ、やはり泉地区は学童も結構おられるということで、親御さんたちが本当に心配されているんですね。若干、市のほうでもパトロールのほうはかなり巡回して回していただいているということを知っておるんですけども、実は昨日も出先の県民局のほうへ行って、こういった看板ももらってきて、今の注意報ですよということは県のほうでもやっておるんですけども、県のほうでも私と同じ思いの方がかなりおられるんじゃないかなという感じがしたんですけども、やはり子供たちの安心安全を担保していただくというのは大きな行政の役割でございますので、これからも、特に学童通学路に関しては、できる限りの対策と対応をしていただきたいと強く要望をいたします。

○加藤市長　おっしゃる気持ちは同じでございますので、特に、そのここに書いてある、この被害防止地域、集落から500メートル圏内、特におっしゃるように泉地区を中心とした光ヶ丘のほう、この辺のところは、今、我々としては、この獣害パトロール員が2人おりますので、彼らには、一応、私も直接、2人に対して、あの辺のところは気をつけながらパトロールしてくれよということは直接申し上げておりますので、その辺のところもしっかりとやっていきたい、このように考えております。

○南委員　よろしくお願ひします。ありがとう。

○仲委員長　他にございませんか。

○中村（レ）委員　これは人的な被害がまだないから、捕獲、殺処分できひんのでしょうか。大紀町かな、熊野古道を歩いている方が襲われて、あっちのほうは、もう殺処分ができるみたいな話をちょっと聞いたんですけど、そこらはどうですか。

○芝山水産農林課長　三重県の対応マニュアルというのが策定されておまして、そちらのマニュアルのほうでは、今、市長も申し上げましたが、その人的な被害に影響があるという判断がなされた場合は駆除の対象としてもよいということになります。ですので、住宅地、今、先ほどの泉であったりとか、大紀町なんかは、まさに熊野古道で直接住民の方がけがされたんですけども、そういう場合は駆除対象となります。

あと、その最終的な判断をする際に、警察、それから、三重県、それと市、この三者が協議の下で適切な判断を行うというふうな規定に、現在、現状ではなっておりますので、そこで、もう現場の判断ということになります。

それと、もう一点は、これは紀北町の例でございますけれども、紀北町で、くくりわなというくくりわなにかかっている、今にももう外れそうになっているという場合は、もうこれは保護することができないという現場の判断を行って、その場合は、もう殺処分したというような事例もございます。

○中村（レ）委員　熊って、1日で50キロ移動するという話を聞いたんですけども、ここに載っていないんですけども、賀田で蜂を飼っておられる方が、十幾つか何か、もう全滅して全部食べられたそうなんです。きっと、その方は、見えていないから、これ、載っていないと思うんですけども、民家、民家です、の近くです、近くって、もう民家ですね。1日に50キロ移動するんやったら、ツヅラトの下りたところから尾鷲までって50キロぐらいしかありませんよ。同じ熊が、きっと行ったり来たりしているんやと思うんですけど、向こうは殺処分オーケーで、こっちは捕まえても逃がすばかりやったら、大紀町の方も困られるやろうし、紀北町も尾鷲も、この一帯、山歩いたら50キロって直線ですぐですよ、そういうところを勘案して、もう本当に、これだけその目撃情報が出ていて、もう本当に民家の真横ぐらいに出てくる状況において、まだこれ、どこか山奥に捨てていくみたいな、それって、あまりにもちょっと現実的で……。そら、人間が熊の食べ物を取ったって出てくるのは人間が悪いのかもしれないんですけども、ちょっと本当に熊は、もうイノシシも怖いんですけども、熊、尋常じゃないから、そこらは、もうぜひ考えていただきたいと思います。

○芝山水産農林課長　本当に委員のおっしゃるとおりだと思います。あくまでも、その今の法律、規定という話をしてしまいますと、環境省のレッドリストに載っていると三重県は自然環境保護条例で保護獣になっていると、そういったものはあるんですが、先ほどから市長も申し上げるように、何をおいても住民の安全安心、命というのが第一でございます。その点は、こういう法律をむしろ紀伊半島から外してもらえないのかというような根本の要望を市長のほうからもしていただいております。もうそれは知事に直談判もしていただいておりますので、もうその辺りは我々としても強く求めていきますし、また、現場で危ないという判断は、もう迅速、的確にやることができるように、今は、尾鷲警察署と我々と三重県、これはもうSNSでグループをつくって、もう時間外、休日に関わらず常にやり取りできるような体制を取って、もうそういう判断を的確に迅速にできるような体制は取っております。

○中村（レ）委員　ということは、その人的被害を待つまでもなく対処はしても

らえるという理解でいいですね。

○芝山水産農林課長　　あくまでも、その最終的な判断は三者の判断になって、場所にもよりますが、ただ、我々としては、そういうのを強く求めていきたいと思えます。

○西川委員　　2名の獣害パトロール員がいますって言いましたけど、彼らには銃は所持させていますか。

○芝山水産農林課長　　ふだんのパトロールでは、銃、所持はしておりません。

○西川委員　　銃を所持させないで、その緊急な場面、例えば、学童が通学中に熊に襲われたと、そこ、花火で脅すんですか。銃、所持させて、そこで、もう三者面談やっておるよりも、それ、やられなんだからあれって、専守防衛、今の日本と一緒にですね。

○芝山水産農林課長　　今のところの法律で行きますと、それは警察官の指示でないと所持と発砲許可というのが出ないようになっていっていますので、その辺りは、まさに、もう、例えば、九鬼で行いました合同訓練の場合は、その熊を確認して、三重県警察のほうから、そういう猟友会に銃を持って集合するという要請があって、発砲命令を出すというところまで一連の流れを訓練はやったんですけども、実際のパトロールの現場では、その熊がまだ現れていない段階では銃の携帯許可というのは、まだ今のところ、法律上、下りないというところになっています。

○仲委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

○岩澤委員　　市民の安心安全もすごく大事だと思うんですけども、今年は熊野古道が20周年ということで、このせっきくの機会にこっちに来ようかという方も多いと思うんですけども、この熊が出ていて実際に被害も出て諦めたという方もいると思うんです。

先ほど言っていたいただいたその13万5,000円の熊の撃退スプレーの使い道とか、どこに配られているのかというのを教えていただけますか。

○芝山水産農林課長　　まだこれからの購入になるんですが、こちら、まさにおっしゃられましたとおり、熊野古道を歩かれる方が、非常に熊のスプレーって1万円ぐらいして高価なものですから、1回で使い切りという内容でございます。ですので、熊野古道をわざわざ歩くがためにそういう出資されることは大変だと思いますので、この辺りは、商工観光課、もしくは、観光物産協会等と連携して、貸出し用というような。使い切った場合は、もちろん使い切っていただくんですけども、

何事もなく戻していただける場合は戻していただくというような、そういう貸出し用という配布したいというふうに思っています。

○仲委員長　　よろしいですか。

○中村（文）委員　　すみません。熊が泉地区に出るということで、私も泉に住んでいるんですけども、結構、朝が早いんですよ、出没时间が。ウォーキングしている方が見かけられたという話があったんですけども、これがちょっとずれたときに、その通学時間であったりだとか、その子供たちだけで歩いているときにもし熊を見かけたという場合は、携帯を持っている子は、まだ電話とかできると思うんですけど、携帯を持っていない子もまだいるわけで、熊を見つけたらというときのその注意喚起の仕方とか、学校へ何かしてもらおうということはあるんでしょうか。

○芝山水産農林課長　　先ほど申しあげましたそのSNSのグループというのには、私、今、説明できなかった、しなかったんですけども、教育委員会、生涯学習課、環境課、商工観光課の関係者も全員入っております、もう、すぐそういう情報は瞬時に共有をして学校のほうの家庭用のメールに流していただいたりとか、あと、今回、夏休み期間中に熊が目撃されて、登校日がちょうどかかりましたので、そのときには、学校、警察、教育委員会、それから、我々、もう全員がそれぞれに配置をついて見守りを行ったというところです。

時間帯に応じまして、熊の生態を見ますと、早朝であったり、夕暮れからちょっと夜にかけての動きが多いものですから、そういう時間帯は、もう警察に、全てパトロールは警察巡回がもう毎日やっています。日中は、我々行政側でも手分けをして時間を決めてパトロールを出すというような手配をしております。

○仲委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　　それでは、48号については終わります。

次に、報告事項、1件ありましたね。

○芝山水産農林課長　　それでは、このたび、農地バンクと有機市民農園の開園につきまして手続等が整いましたので、農林振興係、野田主幹から、その内容について、資料にて御説明をさせていただきます。

○野田水産農林課主幹兼係長　　それでは、資料2ページを御覧ください。

尾鷲市農地バンクの状況についてでございます。

農地バンクについては、令和5年の農地法改正により、農地の取得や借受けの際の面積条件、10アールが撤廃され、小さな農地でも取得や借受けが可能となりました。これを受け、耕作や管理ができなくなった農地の情報を市ホームページで公開し、就農希望者や農地を拡大したい方とマッチングを促進していくために、今年2月に設置いたしております。

仕組みは、イラストのとおり耕作予定のない農地所有者から申請をいただき、水産農林課、遊休農地活用地域おこし協力隊で現地の確認や写真撮影を行い、農業委員会と協議した上で情報を公開します。利用希望があった場合は、利用申請を市に提出していただいたら、登録されている農地所有者におつなぎし、当事者間で交渉し、成立するものであります。

現在は、10件5,607平米登録いただいております、このうち、1件が所有者と交渉している状況でございます。

農業委員会の農地パトロールにより遊休化が認められた農地について、農地バンクの登録を現在進めており、今後とも、農地バンクへの登録を増やしていきたいと考えております。

続きまして、資料3ページを御覧ください。

尾鷲市有機市民農園についてであります。

目的は、遊休化する農地の有効活用と農作物を栽培する方の裾野を増やしていくことで、現在、取り組んでおります有機農業の魅力を普及していくことを目的としております。

概要は、市内桂ヶ丘で農園をされている中川菜園様の遊休化している一部を市民有機農園として活用するものであります。5メートル掛ける3メートル、15平米を1区画として、まずは10区画からスタートしていく予定であります。応募状況や運営状況などを踏まえながら、隣接する遊休地についても市民農園として拡張していきたいと考えております。

この航空写真の黄色い枠が、中川菜園様の現在農園をやられている園地になります。この中の点線の辺り、真ん中、中央付近が、やはり遊休化しているということで、今回、ここを利用する予定でございます。

まずは10区画ということで、この赤の実線のエリア、11メートル掛ける20.7メートルの区画を1人当たり5メートル掛ける3メートルの区画に細分化して、市民農園として御利用していただくものでございます。

また、ここは、青のエリアの駐車場もございますので、利便性は高いものと思っ

ております。

あと、運営につきましては、中川菜園の園主と遊休農地活用地域おこし協力隊が栽培指導や管理を行い、水産農林課が事務局を担う形で運営してまいります。

次の4ページを御覧ください。

4ページは、募集のチラシとなっております。

昨日より応募を受け付けており、現在、既にもう3名から申込みをいただいております。

特徴としましては、中ほどの丸で囲まれているとおり、有機農業で市民農園が利用できるということ、あと、中川菜園の園主や地域おこし協力隊が栽培指導を行うという体制を取りますので、初心者でも安心して利用できる、あと、農機具も貸出しができるということ、この三つの点を売りにしております。初心者でも気軽に利用していただける市民農園を、まず目指してまいりたいと思っております。

利用料は年間2,400円を予定しておりますが、今年度は途中からの開始ということで栽培できる作物も限定されるため、今年度の来年3月までは無料としております。

市民農園の開設は今回が初めてであり、開設から運営におけるノウハウを蓄積するとともに、ニーズを把握しながら、遊休農地の利活用の一つの方法として、今後の拡充や、ほかへの展開を検討してまいりたいと思っております。

説明は以上です。

- 仲委員長 報告事項、何か質疑ございますか。
- 西川委員 すごくいいアイデアだと思います。これ、確かにアイデアはいいなと思うけど、これ、水利用は、どういうふうになっていますか。今年の梅雨だって、雨、ほとんど降っていないですよ。水道の完備とかはできているんですか。
- 野田水産農林課主幹兼係長 水利につきましては、こちら、中川の上流から農業用水が通っておりまして、中川菜園の園周につきましては、まだ水が枯れたことない、今回の日照りでもまだ枯れていないということで、一応、農業用水が使えるかなと予想しております。
- 西川委員 いや、その農業用水、水路、僕、工事やったことあるので知っておるんですけど、そこから細分化されるわけですよ。そこでポンプを設置して圧をかけて、各分水というわけではないですよ。自分でそこまで水をくみに行かなあかんということなんですか。
- 野田水産農林課主幹兼係長 既に中川菜園のほう、この農業水路に簡易ポンプ

ですね、簡易ポンプを2台設置しております、この園内の端のほうまでホースを設置されておる状況なので、水は何とかなるんじゃないかと思っております。

○仲委員長 よろしいですか。

ほかに。

○岩澤委員 すみません、すごく単純なことなんですけれども、費用2,400円のところなんですけれども、ぱっと見たときに月額なのか年額かというのが分からないので、年額というふうに書いたらいいのかなというふうに思いました。

○芝山水産農林課長 早速訂正させていただきます。そのように修正させていただきます。年額でございます。ありがとうございます。

○仲委員長 年額な。

他にございませんか。

○小川委員 先ほどの西川委員のあれにちょっと関連しまして、この、もし水引っ張るとなった場合、農地中間管理機構というのもございますけど、そこから出してやってもらうということ、多分できると思うんですが、できますよね、整備とか。

○野田水産農林課主幹兼係長 尾鷲市の農地バンクに関連することだと思うんですけど、三重県の農地中間管理機構、これも農地バンクと俗に言われるものがあるんですけど、どうしても農業振興地域を対象にしていますので、特に小規模な農地というのは中間管理機構ではなかなか扱いにくいということで、それで独自で市の農地バンク、尾鷲市農地バンクというのを設置した経緯がございます。

○仲委員長 よろしいですか。

○小川委員 はい。

○中村（レ）委員 これ、鳥獣害の柵というのは、もう完備しているんですか。

○芝山水産農林課長 N T T 西日本、三重支社様の御協力によりまして張ることができまして、あとは、猿避け用の電気柵は、まだこの後、我々、市のほうでやらせていただきます。

○仲委員長 よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 他にないようですね。

以上で水産農林課を終了いたします。御苦労さまでした。

次、建設課、お願いいたします。

建設課、準備よろしいですか。

それでは、建設課の審査に入ります。

議案第48号の補正予算について説明をお願いいたします。

○塩津建設課長　それでは、議案第48号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決についてのうち、建設課に係る予算について説明いたします。通知いたします。

歳出について説明いたします。

補正予算書の24、25ページを御覧ください。

7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費で財源更正でございます。財源内訳としましては、地方債が1,570万円の減額で、一般財源が1,570万円の増額でございます。これは、過疎債の配分に伴う調整のためでございます。

議案第48号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）に係る建設課の説明については以上でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願いいたします。

○仲委員長　ありがとうございました。

財源更正ですけど、予算、よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　続いて、報告事項、お願いいたします。

○塩津建設課長　それでは、建設課に係る報告事項について説明いたします。内容は、立地適正化計画の策定についてでございます。通知いたします。

資料説明の前に、まずは立地適正化計画の必要性について説明させていただきます。

立地適正化計画とは、居住や都市機能の集約による都市のコンパクト化によって生活利便性の維持向上や地域経済の活性化、行政コストの削減などの具体的な行政目的を実現するため、国から策定を推奨されている計画でございます。

人口減少、高齢化が進行している本市におきましても、持続可能な都市づくりを進める上で必要な計画であります。

また、この計画を策定することで社会資本整備総合交付金等の補助率のかさ上げ、または、重点配分等が実施されるという方針が国からも示されております。

それでは、資料に基づいて説明させていただきます。

資料1ページを御覧ください。

資料、左側が、立地適正化計画のイメージ図でございます。図の青色で着色された部分が居住誘導区域で、これは、人口減少にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、都市機能やコミュニティが持続的に確保されるよう、

居住を誘導すべき区域として設定するものでございます。

次に、この青色の居住誘導区域の中で赤色に着色された部分、これが都市機能誘導区域と申しまして、これは、医療施設や福祉施設、商業施設などの居住者の福祉や利便のために必要な施設の立地を居住誘導区域内に誘導するためのものです。

イメージ図の右下を御覧ください。

立地適正化計画の策定対象区域ですが、本市の都市計画は、市街化区域と市街化調整区域の線引きがない、いわゆる非線引きと呼ばれるものですので、都市計画区域が、そのまま策定対象区域となります。

資料、右下を御覧ください。紫色で囲った部分でございます。

立地適正化計画を策定する際に記載が必要となる事項で、①の立地の適正化に関する基本的な方針をはじめとしまして、七つの事項について記載することとなっております。

資料 2 ページを御覧ください。

今回、立地適正化計画の策定を目指していますのは、尾鷲市都市計画マスタープランの土地利用方針において尾鷲地区とされている部分でございます。緑色で着色されたエリアの外周部分、これから内側が、いわゆる都市計画区域で、立地適正化計画の区域検討範囲となります。

次に、図が小さくて見え難いかもしれませんが、国道 42 号、真ん中にあるピンク色の線です、と黒潮道路、県道中井浦九鬼線、防災道路で囲まれたほぼ黄色で着色されたエリア、これが中心市街地ゾーンでございます。

また、その周辺で肌色で着色されたエリア、これが周辺市街地ゾーンというふうに名称づけられております。

この二つのゾーンにつきまして、居住誘導区域と都市機能誘導区域の検討を行ってまいります。

資料 3 ページを御覧ください。

策定のスケジュール（案）、まだ詳細なものは出来上がっておりませんが、立地適正化計画につきましては、令和 7 年度、8 年度の 2 か年での策定を予定しております。今後、予算措置について進めてまいりたいと考えております。

下段は、計画策定のために必要となる検討委員会や審議会、説明会等でございます。住民説明会やパブリックコメントも行うこととなっております。現時点では日程は未定でございます。

説明は以上でございます。

○仲委員長　　どうも。

報告事項、立地適正化計画の策定について、何か質疑ございますか。

○小川委員　　この立地適正化計画、既に三重県でももうできている市町もありますよね。策定中のところもあって、15市町だけがまだつくっていなかったというの、これ、尾鷲、今、入っていますよね。なぜここまで遅れたんかというのをちょっと。

○塩津建設課長　　国のほうからも、その立地適正化計画のほう、つくるようにというふうな勧めはあったんですが、まず尾鷲市は、もともとコンパクトにまとまった土地で、あまり必要性がないのかなということで今までは先送りにしていたんですが、やはり有利な補助金受けられたりですとかございますので、住みよいまちづくりのためにも、このタイミングでちょっとつくらせていただこうかということで、今回、計画を策定しますということを報告させていただきました。

○小川委員　　今、尾鷲市があまりって言いましたけれども、それ、洪水のリスクも関係してくるんですね、これ、この立地適正化計画というのは。

○塩津建設課長　　一応、この立地適正化計画を定める際には、洪水の危険範囲と、あと、土砂災害の危険範囲からは居住誘導区域は除外するようというふうに法でなっております。

○仲委員長　　よろしいですか。

○小川委員　　大丈夫です。

○仲委員長　　他にございませんか。

○南委員　　来年度と再来年度で策定するということですがけれども、この計画年度というのは、都市計画マスタープランの年度と併せて考えたらいいわけなんですか。この策定年度というのは、例えば、10年計画だとか、それはどうですか。

○塩津建設課長　　この立地適正化計画といいますのは、マスタープランの高度化版、詳細版みたいな形で言われていまして、実際、立地適正化計画を策定した際には、マスタープランの記載のほうも、それに合わせた記載の変更が必要となります。

立地適正化計画自体は、5年に一度見直すようになっていまして、それで、マスタープランの年度と合うときには、両方一緒に変えさせていただく形で進めてまいります。

○仲委員長　　他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長　なしということで、それでは、建設課を終了いたします。御苦労さまでした。

次、教育委員会、準備をお願いします。

教育委員会、準備よろしいですか。

教育長、何か発言ありますか。

○田中教育長　教育委員会でございます。よろしくお願ひいたします。

本日は、議案第48号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決についてのうち、教育委員会に係る部分につきまして、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願ひいたします。

○仲委員長　どうも。

それでは、議案第48号、補正予算の第5号の議決から説明をお願いいたします。

○柳田教育総務課長　それでは、教育総務課でございます。よろしくお願ひします。

補正予算第5号のうち、教育総務課に係る説明をいたします。

補正予算書26ページ、27ページを御覧ください。通知します。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費685万7,000円の減額は、来年度から実施いたします矢浜小学校、向井小学校の給食を尾鷲学校給食センターから配送するに当たりまして、当初の予定と事業内容が変更されたことに伴うマイナス、減額の補正でございます。

詳細につきましては、後ほど、事業内容、補正予算を併せて担当より説明いたさせます。

同じく、9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費につきましては180万円の財源更正で、2事業がその対象となっております。一つが、尾鷲中学校屋内運動場バスケット装置の取替工事、もう一つが輪内中学校屋内運動場トイレ改修工事でございます。充当を予定しておりました過疎債につきましては、起債対象事業量の減少によりまして180万円を一般財源に財源更正するものです。

それでは、学校管理費の減額につきまして、委員会資料を用いまして、担当の東より説明いたさせます。

○東教育総務課主任　それでは、補正予算に係る事業の変更内容を、委員会資料を用いまして説明いたします。

資料1ページ目を御覧ください。通知いたします。

令和7年度より矢浜小学校及び向井小学校へ尾鷲市学校給食センターから給食の

配送を開始する予定であり、現在、準備を進めているところですが、給食の配送方法について、当初の計画より変更いたしました点について説明いたします。

資料の下の図を御覧ください。

当初の計画では、配送における時間的、距離的な制約から、現在配送している尾鷲中学校への配送車とは別に矢浜小学校及び向井小学校への配送車を購入し、2台体制で給食を配送する計画でございました。しかし、給食センター調理員や栄養教諭、配送業者等と協議を進める中、既存の配送車1台での配送が可能であるという結論に至りました。配送ルートといたしましては、給食センターから向井小学校、矢浜小学校、尾鷲中学校の順に配送を実施する計画となっております。これに伴い、配送車新規購入に係る備品購入費及び保険料などの諸費用の削減が可能となりましたが、1台の配送車に3校分の配送用のコンテナを積載するために、尾鷲中学校の既存コンテナをより小さいものへ更新するための備品購入費や、既存配送車の荷室改修のための修繕料が必要となります。

2ページ目を御覧ください。

補正金額の詳細につきまして説明いたします。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費（小学校学校給食事業）、10節需用費91万円の増額は、既存配送車の改修修繕料の増額です。本増額は、1台の配送車で3校分の給食を配送するに当たり、各校のコンテナを固定するために配送車の荷室を改修する必要があることから増額補正するものです。

11節役務費、自賠責保険料、登録手数料、リサイクル料、計10万6,000円の減額は、配送車の購入不要に伴い諸費用を減額するものです。

17節備品購入費、給食配送車購入費89万9,000円の減額は、配送車両の購入不要に伴う減額と、同じく、17節備品購入費、尾鷲中学校給食配送用のコンテナ購入費130万8,000円の増額は、配送車に1台に3校分のコンテナを積載するために、尾鷲中学校用の既存コンテナをさらに小さいものに整備するための備品購入費の増額で、増減の差引きで76万1,000円の減額となります。

26節公課費、自動車重量税5万円の減額は、配送車購入の不要に伴い自動車税、重量税を減額するものでございます。

以上、学校管理費の補正額は68万5,000円の減額となります。

説明は以上です。

○柳田教育総務課長　　以上が教育総務課に係る補正予算の説明でございます。よろしく申し上げます。

○仲委員長 議案４８号……。生涯、ちょっと待ってくれる。総務課だけ、ちょっと質疑させていただき。

今までの説明で、質疑ありますか。

(「１点だけいいですか」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 どうぞ。

○濱中副委員長 一般会計がもうこの教育で終わるので、ちょっとここまでで気になって、本当は一番最初の財政で聞かなあかんことやったか分らんのですけれども、各課聞いておる間に財源更正がすごく多くて、過疎債の確定によりのプラスやったりマイナスやったり、あるんです。これは市長やないと分らんのかなと思うのでちょっと聞かせてほしいんですけれども、結局、過疎債の枠ってあるやないですか。その枠の中で尾鷲市の取り分が増えたのか減ったのかが、これ、一覧でないので、よう分らんのですけど、市長、これ、過疎債、今回は、この出したり引いたりによって減ったんですか増えたんですか。それとも、枠以外に使える分をつくることのできたのか、その辺り、お聞かせいただけますか。

○加藤市長 過疎債というのは、全体的に国でこれぐらいの金額、要するに、過疎地域に対する債権だから、有利な債権。国で、幾らだったかな、忘れたけど、５、７００かな、過疎債は毎年毎年増えているんですよね、２０億から３０億ぐらい増えているのは事実なの。それを各都道府県……。都は関係あるのかあれなんだけど、要するに、各道府県に配分されているわけだね。その中で尾鷲市の分が大体ある程度、ハード、ソフト面、あれ、幾らやったかな、ちょっと忘れちゃったけど、あまり増えていません。だけれども、取りに行かなきゃならないですわね。ふだんの場合はそうなんですけれども、やっぱり与えられた三重県の割り振りが、ある程度、一定しておりますので、今回、一応説明しておりますけれども、この多目的スポーツ広場において、要は、社会資本整備のこの総合交付金、これが減ったという報告はしております。そのために、今回、過疎債を特別に県に要請いたしまして、何とか頂いたと。増えたんです、だから、今年は。しかし、こういう状況って毎年ありますので、やっぱり県と、要は、県といろいろと交渉して、県との交渉もしながら、県と一緒にやってやっぱり国のほうに要望していかなきゃならないと。この前、実を言いますと、過疎対策、その要望に対して、国に対して要望に行ったわけなんです。要望に行ったら、そんじょそこらの人じゃないんですよね。自治行政の財政局長と、それで、自治政策局長、トップに近いナンバー２、ナンバー３と、両方で３０分、３０分ぐらい、お話しさせていただいて、過疎債は、毎年２％から３％増えて

いるのは事実なんだと。しかし、やっぱり、うちは、疎債でようけやる分はあるんですと。何でその三重県の配分が少ないのかというような、割り出して私の大好きな数字で計算して、要するに、過疎の地域がこれだけあるのに配分がこれだけじゃないか。要するに、過疎の地域が1にもかかわらず、過疎債の配分が0.68だったということです。1にしてくれやと言った。そんなのやったら、もうこれはね、そうしたら、その局長いわく、もっともっと積極的にやったらどうですかというの。だから、僕は、それ以上言わなかった。ありがとうございました、いい御意見を、お返事をいただきましたということで、それであれしたんですけどね。だから、おっしゃるように、今の状況であつたら、過疎債というのは、要するに、三重県、それから、尾鷲市、見たら、ある程度一定です、ハードとソフトの。しかし、やっぱり今回のような多目的スポーツとかいろんな今日の御質問のあったような避難のこの避難タワーの話とかいろんな話、令和7年までどうやってやるのかと、それを一応見越した上で過疎債というのは取りに行こうとしておりますので、どんどんどんどん積極的に三重県のほうに働きかけながら、一緒になって総務省のほうに要請はしていきたいと、このように考えております。

○濱中副委員長 詳しい説明ありがとうございますんですけども、結果として、その有利な起債である過疎債、今回、財源更正で行ったり来たりしておるけど、トータルで言えば、過疎債の枠は、尾鷲市はふだんよりは余分に使わせていただいておりますという理解でよろしいですか。

○加藤市長 特別枠を取っておりますので、そういうふうにして思っただけで結構でございますので。

○濱中副委員長 ありがとうございます。

○仲委員長 他に総務課の質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 ここで暫時休憩いたします。途中ですみません。生涯は再開後に。報告もありますけど、そのまま残っておいてください、総務課。10分休憩いたします。

(休憩 午後 2時21分)

(再開 午後 2時30分)

○仲委員長 それでは、再開いたします。

議案第48号の生涯学習課の説明、よろしく願いいたします。

○山中生涯学習課長　それでは、議案第48号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第5項）の議決についてのうち、生涯学習課に係る予算について御説明いたします。

歳入から御説明させていただきます。通知いたします。

補正予算書の12、13ページを御覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金につきましては、補正前の額2億6,787万1,000円に対しまして、補正額8,974万7,000円を減額し1億7,812万4,000円とするものです。

内容は、1節教育費補助金8,974万7,000円の減額です。

内訳は、防災・安全交付金207万7,000円、社会資本整備総合交付金8,767万円の減額です。これは、国市浜公園野球場建設に係る国の補助金の内示によるものです。

続きまして、補正予算書の14、15ページを御覧ください。

17款寄附金、1項寄附金、2目教育費寄附金につきましては、補正前の額ゼロに対しまして、補正額30万円を増額し30万円とするものです。

内容は、1節社会教育費寄附金30万円の増額です。

内訳は、熊野古道寄附金で紀北信用金庫様より、熊野古道の保全に活用してほしいと御寄附をいただいたものでございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。通知をいたします。

補正予算書の26、27ページを御覧ください。

9款教育費、4項社会教育費、5目文化財保護費につきましては、補正前の額438万5,000円に対しまして補正後額は同額の438万5,000円でございます。

財源更正でございまして、財源内訳は、その他特定財源が30万円の増額、一般財源が30万円の減額です。

内容は、歳入で御説明させていただいた社会教育費寄附金の熊野古道寄附金に係るものでございます。

5項保健体育費、2目運動場管理費につきましては、補正前の額6億3,753万2,000円に対しまして、補正後の額は同額の6億3,753万2,000円でございます。

こちらも財源更正でございます。

財源内訳は、国県支出金が8,974万7,000円の減額、地方債が1億2,0

20万円の増額、一般財源3,045万3,000円の減額です。内容につきましては、歳入で御説明をさせていただいた防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の減額に伴う財源更正です。

今回の補正により、国費である交付金は減額となったものの、要望していた過疎債が増額配分されたことにより、一般財源が減額となっております。

以上で、議案第48号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第5項）に係る生涯学習課の説明とさせていただきます。御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○仲委員長 以上が生涯学習課の補正予算の説明であります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第59号、工事請負契約について、説明をお願いいたします。

○山中生涯学習課長 それでは、議案第59号、工事請負契約について（国市浜公園野球場建設工事）につきまして御説明を申し上げます。通知をいたします。

議案書、追加分の1ページを御覧ください。

国市浜公園野球場建設工事につきましては、一般競争入札により請負事業者が決定し、9月2日付で仮契約を締結したところでございますが、本契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、国市浜公園野球場建設工事、契約の方法は一般競争入札で、入札参加者は1社でございました。

通知をいたします。常任委員会資料1ページを御覧ください。

今回の工事請負費についての予算額及び設計額、仮契約額を表にしたもので、全体額、今年度及び令和7年度に分けて工事費を記載しております。今年度分につきましては当初予算にて、令和7年度分につきましては債務負担行為にて承認をいただいた予算でございます。

全体の予算額12億5,500万円に対しまして、設計額12億5,488万円、仮契約12億5,455万円で、こちらの金額が契約額となります。

落札率は99.97%でございました。

契約の相手方でございますが、安藤・間・丸昇特定建設工事共同企業体で、代表

者は、株式会社安藤・間三重営業所となります。

資料 2 ページを御覧ください。

工期は、議決をいただいた日を本契約の開始日として、令和 8 年 3 月 2 7 日までとしております。

工事概要としましては、内外野スタンド等の競技施設整備工、野球場内の人工芝舗装、クレイ舗装等の舗装工、防球ネットやフェンス等の管理施設整備工、その他、雨水排水設備工や給水管引込工等土木工事と、管理棟、ダッグアウト、倉庫、トイレ、バックスクリーン、スコアボード等の建築工事、そして、付随する浄化槽などの機械設備工事等となっており、野球場の機能として必要な施設等を整備するもので、野球場の本体工事として一体的に整備を進めてまいりたいと考えております。

議案第 5 9 号についての説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

- 仲委員長 工事請負契約、議案第 5 9 号について、質疑ございますか。
- 小川委員 この工事というのは、野球場本体だけで、ほかの、前、言われておいたプロムナードとかそんなのは全然入っていない、野球場だけの話ですよ。
- 山中生涯学習課長 おっしゃるとおり野球場本体だけの工事で、プロムナード等は入っておりません。
- 小川委員 これ、ナイターの設備とかそんなのも全然入らんと、単なる野球場って考えればいいですか。
- 山中生涯学習課長 おっしゃるとおり野球場本体で、ナイター、プロムナード等の工事費は含まれておりません。
- 仲委員長 小川委員、よろしいですか。
- 小川委員 はい。
- 仲委員長 他にございませんか。
- 中村（レ）委員 この野球場の、一応、内野というのか観客席は、あるんですよ。
- 山中生涯学習課長 現在の市営野球場と同等ということで、観客席というよりも芝生の斜面のような形で、一応 8 0 0 人程度収容できるような形のものになっております。スタンドとしてのものではございません。
- 中村（レ）委員 これ、もう入札終わっているんやったら、もっと詳細な図面をなぜつけていただけなかったんですか。

今、言われたように、私たちとしては、この場所を全く信用できていないので、

どういうふうに安全に、2,000人入る人が安全に外に逃げられるのかというのが非常に問題になってきますので。円く座って、どこも崩れへんのやったら、それは、そういう図面をちゃんと出していただきたいんですよ。この値段だけ見せられても、どういうふうにして安全に逃げるのかが分からないので、その、まず野球場の中から、その野球をされている方と観客が安全に出ていけるというのが分かる図面というのを出すべきやと思うんですけれども、入札が終わっているわけやから別に出してもいいわけですよ、これ。今さら、それで積算するわけじゃないんやから。そうやから、これのお金だけを出すというのは、どうですか。

○加藤市長　この野球場の構造の話については、既に説明はしているつもりでございます。今回、お出ししております議案については契約上の話でございますので、その件について説明をさせていただいたというところでございます。

○中村（レ）委員　いえ、略図は出ているけれども、ちゃんとした図面というのは、もらっていません。

それと、何を言いたいかというと、安全に出ていくための橋、それやからそれは契約書にちゃんと明記されるべきですので、ここに、それが、ただ建物を建てて安全かどうかということというのが私たちには分からないので、そこもお金と一緒にこれも出していただきたいと思います。お金だけを見ろというのは無理です。

○加藤市長　それは、もう前回にきちんとお話しして、もうお出しさせていただいている。要するに、図面もこういう形だということをお出ししておりますし、さっき、プラスアルファになりますけれども、さっき生涯学習課長が言った、大体芝生関係のあれで、観客席として大体800人ぐらいということは既に報告させていただいております。

○中村（レ）委員　略図と設計図書は違いますし、避難経路も前回もびっちりそれが出ているわけじゃないので、それをちゃんと出していただきたいと思いますので。

前のと全く変わっていないということですか、何ら。

○仲委員長　ちょっと待ってください、中村委員さん。第1回定例会のときに、市長が言われたように、野球場の平面図と、いろいろな部分について、図面上で示されています。

ただ、中村レイさんが言うように、観客席の部分が詳しく出ておったとかそういうのはちょっとまだないようですもので、もし必要で出せるようであれば、また後ほど、後日出してもらったら。

○加藤市長　その平面図等々については、出します。その辺のところは、ちょっと建設課長から報告させますので。

○塩津建設課長　内野スタンドの詳細と今回の発注図面等に関しましては、また抜粋して、委員長とも相談して提供させていただきたいと思いますので。

○仲委員長　レイさん、よろしいですか。

そういうことで、後日提出してください。

他に。

○西川委員　僕も、土木、長いことやっておるんですけど、この99.97%の落札率って、すごいなと思うんですけどね。これ、もう逆に、それも1社入札ですよ。こっちからやってくださいって、もう満額で出しておるみたいなふうには見えんのですよ。僕らが土木やり出した頃、最低、90切っていましたよ。それで、1社入札は絶対いけないって。

これは、うちに情報をくれた人なんですけど、これ、火力跡地ですよ。第1ヤードは、いろんな業者が入っておるから入札もいろいろ入れるけど、火力跡地は、これ、安藤、間、丸昇だけです。だから、もう、するところは、もう最初から決まっておるんや、西川君という話は、僕は聞かされたことがあります。そこに、だったら、ちょっと遠慮して、97パーぐらいまで落とせよと思うんですけどね、これ。1社を認めるってなったら、もうどっちみち官製談合でやるんやったら、もうみたいなものですよ。これ、1社で99.97でやるんだったら。もっと、市民の人が、いいものができたなというのができるんですかね、この金額で。

○下村副市長　質疑でもお答えさせていただいたんですけど、やはりこちらも公募をかけておりますし、最近の落札では100%というような落札率も出てきておりますので、うちといたしましては、公募をかけて、申請、いわゆる申込みが1社だったということでこういう数字になったかどうか分かりませんが、あくまでも公募をかけておるといってございます。

○西川委員　だったら、慌てることないんですよ。もっと間口を広げて、このAランクじゃなくBランクにしたら、もうJV組んで、このJV入れるような入札方式。例えば、尾鷲市、Aランクでも、ほかにもいるでしょうね。そこらも入れるような感じでやってほしかったなって思うんですね、その1社入札で99.97。そこだけちょっと引っかけたもので。じゃ、それだったら、もうこれから、もうBランク、Cランクの業者も、かわいそうですから、1社でも通してやってください。ね、100%で落札しても。

○下村副市長　　今回、広く募るということで、JVに対しても2社から3社というような形で応募しやすいような状況で公募をかけさせていただきました。ですが、結果、1社であったということでございます。

○西川委員　　いや、それは、そうやって言われたらそれまでなんですけど、例えば、業者間でも話をするんですよ。ここはうちが行くよって、ちょっとお前ら引いてくれるかいつて。そうしたら、ただのこれだけの金額やったら、かませ犬も来てくれんわけですよ。もうどっちみちお前のところって決まっておるんやったら、お前のところ、1社で取れるんやったら、うちが積算するの、めんどくせえやねえかみたいな感じになるもので。そこが間口を広げるという、僕の言いたいところなんです。意味、分かってもらえますか。ただ、1社で、1社しかなかったからというんじゃなく、それだったら、尾鷲のA、B、プラス、ゼネコンという格好なら、もっと分かるんですけど、間口広げよというのは、もう、ここはもう、はっきり言うて、この丸昇さんの縄張じゃないですか。誰も、ちょっかい出してきませんよ。

○仲委員長　　西川委員、ちょっと個人名は、今後、避けてください。

○下村副市長　　業界内部のことまでは私どももちょっと知る由はございませんが、今回も、いわゆるJVに対して、2社ないし3社というふうに、うちとしては間口を広げて公募させていただいたということをおっしゃっていただきます。

○仲委員長　　他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長　　なしということで。

次に、報告事項に入ります。

全国学力と教育委員会の点検については、一遍に説明ください。

○柳田教育総務課長　　それでは、教育総務課から、委員会資料を用いまして、2件の報告をさせていただきます。

1件目が令和6年度全国学力・学習状況調査の結果を渡邊調整監から、2点目の別冊の令和5年度教育委員会の活動点検・評価報告につきましては、柳瀬係長のほうから報告させます。

○渡邊教育総務課調整監　　それでは、令和6年度全国学力・学習状況調査の結果について説明いたします。資料を通知いたします。

この調査は、4月18日に、小学校6年生86名と中学校3年生92名を対象に実施されました。その結果が7月末に公表されました。

児童・生徒に対する調査として、教科では、小学校、国語、算数、中学校、国語、

数学となっています。また、児童・生徒質問紙が行われました。

教科の調査結果概要を御覧ください。

結果として、小学校、国語97ポイント、算数96ポイントでした。中学校では、国語98ポイント、数学100ポイントでした。この数字は、全国平均正答率を100とした場合の本市における得点状況を文部科学省から配付されているツールを使用して表しています。

その下に表している数値は、平均正答率です。左が本市、右が全国の平均を表しています。

中学校では、数学において初めて100を超える結果を残し、ここ数年間にわたる小中学校の取組が成果として現れてきていると感じています。

その下には、児童・生徒の強みと弱みが表れた特徴的な問題を1問ずつ載せてあります。

小学校国語では、両者とも記述式の問題となっています。以前は、記述式の問題に大きな弱みが見られましたが、全国より高い正答率を得るまでになりました。

算数では、二つの数値の関係を捉えて問題を解くことができていました。しかし、球がぴったり入る立方体との関係を理解し解く問題に弱みが見られました。一つ一つの図形の理解だけでなく、図形同士の関係性についても理解を深める取組を行っていきたいと思います。

中学校国語では、話の内容を捉えることはできているものの、読み取ったことを要約することに弱みが見られました。

数学では、両者とも記述による説明を求められる問題でした。記述式の苦手な面が克服されてきている傾向が見られました。しかし、データの活用の問題では大きな弱みが見られ、今後、結果を分析し、指導法を含め、改善を図っていきます。

次に、児童・生徒質問紙における結果から見た子供の姿について説明します。

学校が楽しい、自尊感情、規範意識、地域や社会をよくするために等、身上に関する質問に対して非常に大きな数値を取っています。

反対に、小学校の平均の家庭学習時間1時間以上の割合は、昨年度よりも下がっていました。

中学校においては県との比較において大きく上回っていました。

将来の夢や目標を持っているの項目では、小学校は大きく上回っているのに対し、中学校では少し下回る結果となりました。

質問内容全体の傾向を見ると、小学校、中学校ともに多くの項目において県の平

均値を上回る結果となりました。

次に、教育委員会及び学校における今後の取組です。

まず、授業改善に資するよう、各学校において結果を分析し、強みと弱みを把握し、弱みを克服するために取り組んでまいります。

併せて、校内研修の充実のために、紀州教育支援事務所等の支援もいただきながら、教師の授業力の向上につなげてまいります。

また、学力向上推進委員会を開き、各学校の取組を交流しながら取組を深めていきたいと思っております。

さらに、今年度も小学6年生において漢字検定5級、中学2年生において英語検定4級に取り組む、学習意欲の向上につなげていきたいと考えております。

家庭と連携した取組としては、学力向上推進協議会において、学習面等における生活習慣についての意見交流を行い、承認を得たノーメディアデーの取組、家庭学習強化週間の取組等を行ってまいります。

以上のように、子供たちの強みと弱みを把握し、強みはさらに伸ばし、弱みは克服する取組を行い、学校と家庭が協力して取組を進めてまいります。

以上、説明を終わります。

○柳瀬教育総務課主幹兼係長 それでは、令和5年度教育委員会の活動の点検・評価報告書を御覧ください。資料を通知いたします。

1 ページ下段、四角で囲っている部分のアスタリスク2番ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされており、今回、皆様に御報告させていただくものです。

また、同条第2項には、点検、評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされており、第三者評価委員として、元紀北中学校教頭の川端裕也氏と尾鷲市社会教育委員長の湯浅祥司氏のお二人に評価をさせていただいております。

2 ページには、点検・評価の対象と評価の判断基準について記載しており、点検・評価の対象は、教育委員会の主要施策についてであり、また、評価の判断基準につきましては、5段階の評価基準に基づき、達成状況、成果から総合評価を行っております。

3 ページには、尾鷲市教育ビジョン施策体系図を記載しております。

4 ページには、事業評価としまして、令和5年度の主要施策である14の事業についての評価一覧表であります。教育長と教育委員4名、第三者評価委員2名の計7名によりそれぞれ評価をしていただき、総合評価を記載しております。

次の5ページから18ページまでは、評価対象である主要施策の成果及び実績報告書を記載しておりますが、こちらにつきましては、後日、行政常任委員会の決算報告の際に御説明いたします。

19ページを御覧ください。通知いたします。Ⅲ、教育委員会の活動状況としまして、教育委員の選任状況、教育委員会の開催状況等を20ページまで記載しております。

21ページから29ページまでは、Ⅳ、第三者評価として、先ほど申し上げました第三者評価委員による評価を、30ページから34ページまでは、Ⅴ、教育委員による評価として、教育長及び教育委員からの評価を一事業ごとにまとめて記載しております。

なお、この教育委員の活動の点検評価報告書につきましては、今後、市ホームページへの掲載、各地区センターや図書館への配布等により広く公表したいと考えております。

説明は以上でございます。

○柳田教育総務課長 以上が教育総務課に係る報告でございます。

○仲委員長 学習状況調査の結果と点検・評価報告書の、これ、報告事項であります。何か質問がありましたら。

○中村（レ）委員 これ、きっと理由があると思うんですけども、全国平均を100としてって言われると、これ、実際に、すごい学力低いんですけどね、これ、何で普通に全国平均を100にする必要って何であるのか、すみません、もう一回教えてください。

○渡邊教育総務課調整監 学力調査の問題は、まず、毎年異なりがありまして、問題のその難易度も変わることから年度間の平均正答率による単純な比較はできないため、平均値を基にした県の状態を表すようにして、経年を比べられるようにしています。

○中村（レ）委員 すみません、それは国の指導ですか。

○渡邊教育総務課調整監 文部科学省から配付されている標準化得点換算ツールというものをを用いて換算しております。

○仲委員長 よろしいですか。よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長　なしということで。

続いて、報告事項、二十歳のつどいについてやね、生涯学習課長、説明願います。

○山中生涯学習課長　それでは、通知をさせていただきます。委員会資料の4ページを御覧ください。

第3回尾鷲市二十歳のつどいについてでございます。

先日、今回の対象者、有志による尾鷲市二十歳のつどい実行委員会が開催され、開催日が決定をされました。内容等の詳細につきましては、引き続き、実行委員会で今後も協議をまいりますので、また改めて御報告をさせていただきます。

開催日は、令和7年1月12日の日曜日、受付開始は午前9時30分から10時20分までとし、式典は、午前10時30分からの予定をしております。

開催場所は、例年どおり尾鷲市民文化会館、せぎやまホールを予定しております。

対象となります方ですが、平成16年4月2日から平成17年4月1日生まれの方で、9月9日現在でございますが、男性67名、女性48名の115名が対象となっております。

市内内外の内訳ですが、市内の在住の方が108名、男性61名、女性47名、市外の方が7名で、男性6名、女性1名となっております。

報告は以上でございます。

○仲委員長　二十歳のつどいについて、何か質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長　なしということで。

以上で、教育委員会、全て終わりました。教育委員会、御苦労さまでありました。どうもありがとうございました。

総合病院、準備よろしいですか。それでは、総合病院の審査を始めます。

議案第51号、補正予算第1号の議決について、御説明をお願いいたします。

○竹平総合病院事務長　尾鷲総合病院でございます。よろしく願いいたします。

それでは、議案第51号、令和6年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第1号)の議決について、補正予算書及び予算説明書の内容について御説明をさせていただきます。

1ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

第2条において、当初予算第3条に定めた収益的支出につきましては、支出の部

として、第1款病院事業費用、既決予定額44億6,664万8,000円に543万7,000円を増額し、合計44億7,208万5,000円とするものでございます。

内訳といたしましては、後ほど、説明書で説明させていただきます。

第3条は、予算第4条本文括弧書き中において、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,610万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20万7,000円、過年度分損益勘定留保資金2億6,590万2,000円で補填するものとするに改め、資本的支出の予定額を補正するもので、支出の部として、第1款資本的支出、既決予定額6億4,909万5,000円に944万1,000円を増額し、合計6億5,853万6,000円とするものでございます。

第4条、予算第5条債務負担行為1件の追加は看護衣賃借で、期間を令和7年度から令和10年度までの4年間とし、限度額を2,683万9,000円と定めるものでございます。

次に、2ページを御覧ください。

令和6年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第1号）の説明書でございます。

(1) 収益的収入及び支出のうち、支出第1款病院事業費用、第1項医業費用、第3目経費503万8,000円の増額は、電子処方箋システムの構築委託料でございます。

第4目減価償却費19万3,000円の減額は、前年度に購入した資産の減価償却額の確定による減でございます。

第2項医業外費用、第1目支払利息及び企業債取扱諸費21万4,000円の減額は、病院債及び過疎債分の企業債利息の確定による減でございます。

第4目雑支出83万8,000円の増額及び第5目消費税及び地方消費税3万2,000円の減額は、補正に伴い消費税を精査したことによる補正でございます。

(2) 資本的収入及び支出のうち、支出第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目資産購入費の増額は、閉店していた売店再開に向けての市内外の小売業者等と直接交渉しましたが、採算面や人員確保の面で大変難しいことから全て断られたため、自動販売機での販売とすることとし、自動販売機購入費用として944万1,000円を計上するものでございます。

次に、3ページは、補正後の令和6年度尾鷲市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

4 ページ下段を御覧ください。

今年度末の資金残高は10億4,223万5,000円となる見込みでございます。
次に、令和6年度尾鷲市病院事業会計予定損益計算書でございます。

6 ページを御覧ください。

下から3段目の当年度純損失は2億2,922万3,000円の赤字となる見込み
でございます。

次に、7 ページから9 ページは、尾鷲市病院事業会計予定貸借対照表でございま
す。

以上が令和6年度尾鷲市病院事業会計補正予算書（第1号）及び予算説明書の説
明でございます。

引き続き、担当から資料についての説明をさせていただきます。

○山本総合病院総務課長補佐兼係長 私の方からは、資料の資料1、看護衣賃
借について説明させていただきます。通知させていただきます。

それでは、資料1、看護衣賃借について説明させていただきます。

看護衣については、尾鷲総合病院職員被服貸与規定により、看護部に所属する職
員に対し4年で4着を貸与することになっており、今年度末で契約が終了となるこ
とから、令和7年度から令和10年度までの債務負担行為を設定するものです。

対象者は、看護職、男性8人、女性108人、看護補助員、男性1人、女性38
人で、合計155人を想定しています。

債務負担行為限度額は、看護衣賃借料として、それぞれの一月当たりの単価に人
数を掛けた合計の2,602万5,120円となり、この費用の中には、オーダーメ
イドで作成する4着分の看護衣の賃借と週1回の洗濯料が含まれています。

また、年間5,000着を基本洗濯数としていますが、基本洗濯数を超える84
0着分については、1着につき220円の追加洗濯料を支払うことにより、その部
分の経費として81万3,120円を見込んでいます。

4年間分の看護衣賃借料と追加洗濯料を合計した2,683万9,000円を債務
負担行為限度額として見込んでいます。

資料1の説明は以上です。

○松井総合病院総務課主幹兼係長 資料2、電子処方箋について説明させていた
だきます。

1、電子処方箋とは、これまで紙で発行していた処方箋を電子化し、電子処方箋
管理サービスにオンライン登録することによって、医師や調剤薬局の薬剤師が患者

の同意を得て複数の医療機関や調剤薬局にまたがるお薬の情報を共有することができるようになります。

2、電子処方箋のメリットについて、併用禁忌、重複投与の防止効果が高まります。先ほど説明いたしましたお薬情報を共有することによって、尾鷲総合病院の医師が、これから処方しようとしているお薬と他の医療機関から処方されているお薬の飲み合わせが悪くないか（これを併用禁忌と言いますが）、また、同じ効能、効果の薬が重複していないか（これを重複投与と言います）、を診察内で防ぐことができるようになります。

二つ目です。医療者側、患者側で薬の管理が容易になります。これまでは、別の医療機関、調剤薬局で処方されているお薬の情報は、お薬手帳や患者さんの記憶を基に、医師、薬剤師が確認を行っていましたが、電子処方箋に対応した医療機関、調剤薬局では、患者がお薬手帳を忘れた場合でも、患者の記憶に頼ることなく自分が服用している薬の情報を医師や薬剤師に正確に伝えることができ、薬の管理が容易になりますので、患者にとって、より安心して処方・調剤を受けることができるようになります。

3番目、今まで以上に薬の受け取りが便利になります。これまでは、紙の処方箋が交付され、患者が調剤薬局に提出をしていましたが、電子処方箋では、電子処方箋サービスに処方内容を登録し、その後、患者が受付をした調剤薬局の薬剤師が処方情報を電子処方箋サービスよりダウンロードして調剤を行いますので、患者さんが処方箋を紛失してしまっても再発行してもらう必要もなくなります。

以上です。

○竹平総合病院事務長 病院の説明は以上になります。よろしく御審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○仲委員長 総合病院の補正予算第1号の説明は以上であります。

質疑がありましたら、どうぞ。質疑ございますか。

○小川委員 資料でもいいですか。

○仲委員長 結構です。

○小川委員 電子処方箋について、ちょっとお伺いします。これ、マイナ保険証じゃないと使えないということですか。普通の確認書でも行けるんですか、これは。

○高濱総合病院総務課長 保険証は、確認ありません。紙の保険証でも、電子処方箋の発行には。

○仲委員長 よろしいですか。

○小川委員　マイナ保険証の特典のところでも、こういうこと載っていましたが、その関連というのは、どうなのでしょうかね。

○高濱総合病院総務課長　直接は関係ないんですけど、診療報酬を取るに当たって、両方やっておかなあかんという点の取り方はあります。処方箋を発行するに当たって、マイナ保険証でなければならないというのはありませんけど、診療報酬、うちが加算するに当たって、医療DX推進体制整備加算というのが、今、うち、加算で取らせてもらっておるんですけど、マイナ保険証であって、マイナ保険証も100%じゃないんですけど、マイナ保険証が、ある程度、うちで受診する率があつて、この電子処方箋の体制がなきゃ、この加算が取れないことになっております。

○小川委員　それと、重複薬剤とかそれともなくなるように書いてありますけど、これまでだったら、薬局のほうでその疑義が生じた場合、医者に報告できます。そういう手間が省けるといふうに理解すればいいですか。

○高濱総合病院総務課長　手間が省けるといふか、ドクターもその場で確認できますし、受け取り手の薬剤師のほうでも、薬剤師のほうは処方箋で管理されるので重複とかは確認できると思うんですけど、ドクターのほうは、今、どういう薬を服用されておるのか、お薬手帳がなくてもその場で見れるというのがメリットになっています。

○仲委員長　他にございませんか。

○南委員　この電子処方箋というのは、もう当然、診療報酬に加算されるようですね、いつから運用する予定なんですか、これ。

○高濱総合病院総務課長　電子処方箋自体は、診療報酬に加算はされません。

○南委員　されんのね。

○高濱総合病院総務課長　はい。

いつからというのは、今年度中にこの体制を整えて、あとは、薬剤師会と調整をしながら進めていきたいと思っております。

○南委員　そうしたら、来年度じゃなしに、薬剤師と調整したら、直ちに運用するという事なんですか。

○高濱総合病院総務課長　この事業は、補助対象ということもありまして、結構、全国的に集中しておるようなので、年度ぎりぎりになるスケジュールで、今のところ、考えております。

○南委員　今の処方箋のメリットについて、るる列挙して説明していただいたんですけども、特にデメリットというのは全く考えられないということなんですか、

今の説明で行くと。

○高濱総合病院総務課長　今のところ、私どものほうで患者さんに対するデメリットは、ちょっと想定していないかなという感じしております。

○南委員　僕も市民病院で通院でかかっておるということで、当然、かかりのドクターから直接薬剤のほうへ行くのかなというような感じがするんですけども、これまでは、紙ベースでもらっていたときは、ある程度自分でも確認することができましたかな、これ、持っていくやつやで。すると、ドクターから仮に薬局へダイレクトに行くと、この患者自体がそれを確認する場所というのが全く……。間違いがないと思うんですけども、どこで患者はそれを確認できるのかなというようなちょっと一抹の不安があるんですけども。

○高濱総合病院総務課長　なかなか、これを、尾鷲市民の方にこうしていただきというのはちょっと難しいんですけど、インターネット上で自分の処方されておるお薬を見ることはできます。

○仲委員長　何やって。もう一遍、ちゃんと説明して。

○南委員　これ、ネット上で見られるということは、他人も見れるということじゃないんでしょう、それは。ちょっと、そこら辺、ちょっと明確に。

○竹平総合病院事務長　すみません、基本的に薬局でお薬をお渡しすることになりますので、そのときにお薬情報というのは確認できるように考えております。

○仲委員長　事務長、薬、処方されたら、お薬手帳へ、持っていったら貼ってくれるんやに。お薬手帳は、今でも生きとんやり。

○南委員　それやったら分かるのさ。

○仲委員長　違うの。そこら、ちゃんとしてよ、言ってよ。

○高濱総合病院総務課長　お薬手帳は、今後も継続するとは聞いております。

ただ、お薬手帳に貼ってもらうのは調剤薬局なので、南委員さんがおっしゃった、その病院でちゃんと自分がどんな薬を処方されておるんやろうと見るのは電子なので見ることはできないんですけど、マイナポータル、先ほど言ったインターネットはマイナポータルなんですけど、そちらで見る、確認をすることはできます。

○仲委員長　南委員、よろしい。

○南委員　分かりました。そうすると、調剤薬局のほうでは、これまでどおり、あなたの薬はこうですよというのはくれるということやな、ペーパーで、いつもお薬手帳へ貼るように。それだけ確認。

○高濱総合病院総務課長　そちらになると調査薬局のほうの部分になりますので。

(「自信持って言えや」と呼ぶ者あり)

- 高濱総合病院総務課長　今のところ、継続するとは聞いております。
- 仲委員長　南委員、よろしいですか。
- 南委員　いやいや、継続するとは聞いておるんじゃないしに、やっぱり明確にさね、継続。もうお客から言わんならんのかさ、あれくださいと言って、そうなのか、それ、そこら辺が、ちょっとはつきりしておいたほうがええと思うんやけどな。
- 高濱総合病院総務課長　今後、進めていくに当たって、いつからとか、あと、そのファクスの、今、ファクスカウンターで送る方法とか詰めていきますので、その時点で薬剤師会のほうにもそういった声があるというのは伝えていきたいと思っております。
- 仲委員長　よろしいですか、南委員。
- 濱中副委員長　重ねた質問なんです。お薬手帳へ貼っていただくのじゃなくて、お薬くれるときに、薬の内容を書いた紙、頂くやないですか。それが、あるのかないのかで、随分、薬の情報、違うんですけれども。そのペーパーレスされる部分が処方箋だけなのか、その患者に渡るまでのどの部分がペーパーレスで、どの部分が残るのかの報告は、後でもいいです、確認して言ってもらって。今、分かるところは言うてもらったらいいです。
- 松井総合病院総務課主幹兼係長　患者さんに診察室で渡すのは、もう処方箋という薬が書いたものは渡されません。今、考えているのが、番号札を書いたバーコードのついたもの、それを患者さんが調剤薬局に持って行って、そのバーコードを通すと、お薬情報、この人だなという照合ができるような体制を築くようにしています。
- それで、今、まだ薬剤師会さんとは相談はできていないんですけれども、そのお薬の名前が書いてあるというやつは、それは電子処方箋ではなくてお薬の説明になりますので、そちらのほうは調剤薬局が独自に出しているもので、今後もなくなるとは私は思っておりませんので、継続されると思っております。
- それと、先ほど、ごめんなさい、マイナポータルなんですけど、マイナポータルにお薬の情報、見に行くようにできるように、今、構築しております……。構築というか国のほうが構築しておりますので、今後は、そのような電子手帳みたいなのができていくと思います。
- 以上です。
- 西川委員　一つ伺いたいんですけど、病院から薬局へデータで飛ぶわけでしょ

う。例えば、A薬局に行こうと思っけていますって言っけておったときに、都合が悪く
なっけてB薬局へ行きたいなっけてなっけたときは、どうなるんですか。

○松井総合病院総務課主幹兼係長 A薬局のほうに行くようには初めするんです
けれども、もしB薬局に来てもらった場合は、B薬局さんのほうが病院に電話とか
連絡をしてもらっけて、実は患者さん、こちらへ来ましたので変更のほうをお願いし
ますというこっけて変更するようになると思われます。

○西川委員 そっちのほうの手間じゃないんですか。

○松井総合病院総務課主幹兼係長 今現在は処方箋をファクスカウンターで、ど
どこに行っけてください、行くというのを患者さんに選んでもらっけていますね。
それで、ファクスカウンターのほうが、今後、継続されるかどうかはちょっと分か
らないんですけれども、その時点で患者さんはどこの薬局に行くというのを決めて
いらっけていますので、後で変わるといっけては今のところはちょっとほぼなくて、
ファクスした後に、薬局、違っけてところ来ましたよというのは聞っけていませんので、
やはり患者さんが選んだところで、そこに行っけてもらっけてような形で、今のところ、
進んでおります。

以上です。

○仲委員長 よろしいですか。

○小川委員 何という名前やっけて、電子処方箋というのは処方するこっけてだけで、
薬の履歴を見るときはマイナ保険証でも行けるんですよね。その理解でいいですか。

○松井総合病院総務課主幹兼係長 お薬の履歴を見るのは、マイナンバーカード
は関係なくて、このシステムを導入して電子処方箋管理サービスというこっけて、そ
れは社会保険支払基金とか国保中央会になるんですけっけて、そちらのほうにデータが
ためられますので、患者さんの口頭同意で電子カルテ上で処方を見ることができ
るようになっけて医療側はなります。

それで、患者さん側は、マイナポータルとかそちらのほうで今後はお薬手帳を見
ていくようになっけて形を取るようになっけてシステムになるというこっけてを聞っけております。

以上です。

○小川委員 このマイナ保険証のこっけて、これへ書いっけてあるんですけっけて、その3番
目の同意の確認というこっけて、診察室での診療、服薬、健康情報の利用についっけて確
認しっけてください。これ、見たいと言っけてば、マイナ保険証で見えるんですね、これ、
見る限りは。それ、医者が見えるというこっけてですか、これ、同意したら。

○松井総合病院総務課主幹兼係長 医者とか調剤薬局の薬剤師が見られるようにな

なります。

○南委員　最後に、何回もごめんなさいね、処方箋の。結果的に、あくまでも患者が同意をするという前提でオンラインシステムができるということなんやけれども、これ、オンラインにすることによって、この診療費は、安くなるよとか高くなるということは、全く関係ないんですか。

○松井総合病院総務課主幹兼係長　医療費のほうは、加算点数があるわけでもなく減算点数があるわけでもありませんので、患者さんが同意をすれば、その点、今までどおりの診察料で診るということになります。

○南委員　分かりました。

○仲委員長　他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長　なければ、尾鷲総合病院の審査を終わります。御苦労さまでした。

これにて当委員会の予算審査を終了いたします。

明日13日金曜日からは決算審査に入りますので、よろしく願いをいたします。

本日はお疲れさまでした。どうも御苦労さまでした。

(午後 3時23分 閉会)